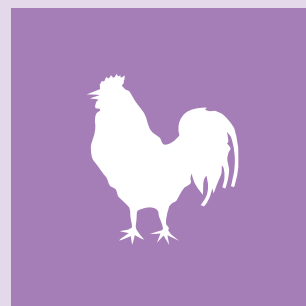
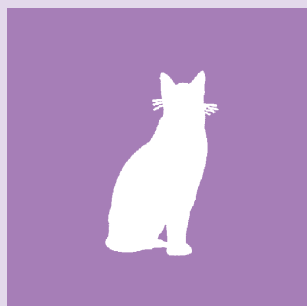
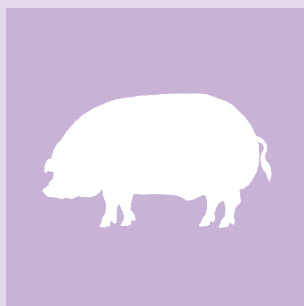
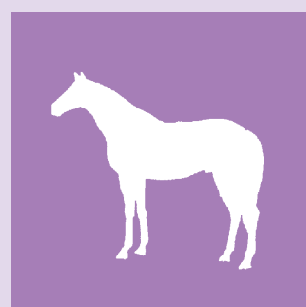
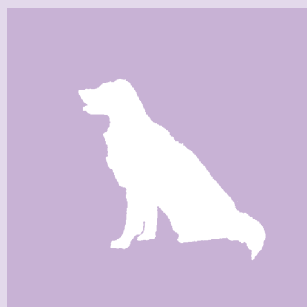
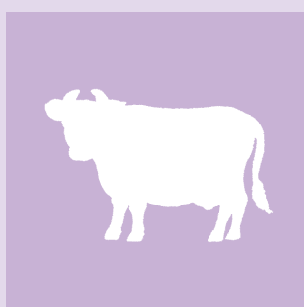


日本獣医師会動物福祉・愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会  
小委員会 災害時動物救護に係るガイドライン改定委員会 報告

# 災害時動物救護の地域活動ガイドライン



平成30年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会

日本獣医師会動物福祉・愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会  
小委員会 災害時動物救護に係るガイドライン改定委員会 報告

## 災害時動物救護の地域活動ガイドライン

平成 30 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会

# 目 次

1 はじめに	1
2 獣医師会における災害対策について	
(1) なぜ災害時の動物救護対策が必要とされるのか	2
(2) 災害対策の基本となる考え方	3
3 動物救護活動に関する関連法など	
(1) 災害対策基本法	7
(2) 災害救助法	8
(3) 動物の愛護及び管理に関する法律	9
(4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	11
(5) 防災基本計画	12
(6) 地域防災計画(都道府県や市町村など)	15
4 自治体との協定書に最低限規定すべき事項	
(1) 業務内容の明確化	16
(2) 行政からの活動要請	16

(3) 緊急時の自発的活動	17
(4) 活動期間	17
(5) 救護活動の実施場所	17
(6) 救護活動の費用負担	17
(7) 連絡条項	17
(8) 費用弁償	17
(9) 損害賠償	18
(10) 災害予防	18
(11) その他	18
5 地域活動マニュアルに収載すべき事項	19
(1) フェーズ0：発災直後	20
(2) フェーズ1：超急性期	24
(3) フェーズ2：急性期	27
(4) フェーズ3：亜急性期	28
(5) フェーズ4：慢性期	29
(6) フェーズ5：中長期	30
(7) 平時からの活動	30
6 獣医師会としての災害対応計画の策定	36
(1) 災害対策への取組状況チェック	36
(2) 災害対応の基本方針の決定	38

(3) 最優先事項の決定	38
(4) 災害に伴う影響	39
(5) 事前対策の立案と実施	40
(6) 緊急時の体制の整備と受援内容の確認	41
7 地方獣医師会の災害対応状況に係るアンケート調査結果	43
8 添付資料	57
○ 現行の防災対応に係る体系	
○ 法律等における災害時の家庭動物等に関する記載状況	
○ 災害発生後の時間経過と対応の目安	
○ 災害時における動物救護に関する協定書(例文)	
○ 対策本部の設置のポイントと過去の例	
○ 災害対応に係る組織の動き	
○ 本部設置に係る組織の動き	
○ 会員施設における診療提供能力チェックシート(例)	

# 災害時動物救護の地域活動ガイドライン

## 1 はじめに

平成19年8月に策定された「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」(以下「平成19年ガイドライン」という。)では、緊急災害時における被災動物の救護活動を円滑に行う備えとして、地域の実情にあった「地域活動マニュアル」の策定、地方獣医師会と当該都道府県・政令市との「災害時の動物救護に関する協定」(以下「動物救護協定」という。)の締結を促すものであった。平成19年ガイドライン発行前に「地域活動マニュアル」を策定していたのは7地方獣医師会、「動物救護協定」を締結していたのは3地方獣医師会であったが、その後、策定や締結が進み、平成28年に本ガイドライン改定委員会が行ったアンケート調査の結果によると、25地方獣医師会がマニュアルを策定、34地方獣医師会が協定締結を完了している。しかし未だ全体の半数程度にとどまっており、市区町村などの基礎自治体との締結までは至っていない地域が多い。

前版発行の平成19年以降、地震被害では能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、長野県神城断層地震、熊本地震が発生し大きな被害が生じている。また地震被害以外でも、豪雨による広島土砂災害、関東・東北豪雨での鬼怒川堤防決壊による水害、台風10号による東北・北海道での水害、九州北部豪雨による水害など、人と動物が巻き込まれた災害が多々発生している。これら災害に対応した貴重な経験やそこで得られた知見、さらには災害対策基本法における位置付けや環境省が発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂。)にも盛り込まれた同行避難の対応など、前回のガイドライン発行時から大きく変化した災害時の動物を取り巻く状況に対応するためにも、ガイドラインの改定が必要とされていた。

本ガイドラインは、上記の状況を踏まえながら、地方獣医師会が各地域において行う災害時の動物救護活動や、災害時に備えて行う平時の活動において、参考としていただけるような基本的な考え方及び資料等の情報を取りまとめたものである。災害時の動物救護においては、被災地域の動物医療体制の復興を念頭に置いた活動が行われる必要がある。そのためには、活動に関わるすべての人が同じ方向を向いて携われるよう、獣医師会が活動の核となり、災害時の動物医療支援体制を組織していくべきである。予想される巨大地震等に備え、地方獣医師会の災害対策準備状況が充実すること、災害時に動物関係の減災に獣医師会が貢献することを期待する。

## 2 獣医師会における災害対策について

### (1) なぜ災害時の動物救護対策が必要とされるのか

平成 28 年 4 月に本委員会が行った「地方獣医師会の災害対応状況に係るアンケート」では、会員各位のご協力により、55 の地方獣医師会全てから回答を得ることが出来た。この中で災害時の動物救護マニュアルを策定済みとの回答は 45%であり、策定予定と未策定を合わせると 55%と、半数以上の地方獣医師会がまだ災害時の動物救護マニュアルを未策定という結果が得られた。

「獣医師の誓い-95 年宣言」にもあるように、獣医師は動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。また、One Health の考え方からも、人と動物の健康を維持することは環境保全の観点からもとても重要なことと位置づけられると考える。

災害時に動物の存在が人や環境の健康に影響を及ぼす事例については、平成 18 年の新潟県中越地震の際には、犬を連れていたために避難所に入ることが出来ずに車の中で避難生活をしていた女性が静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)で死亡したことがニュースとなっていた。平成 23 年の東日本大震災においては、原子力災害により緊急避難を余儀なくされたこともあり多数の動物が取り残されることとなった結果、多くの動物が飼い主とはぐれ、放浪状態となったためにその後行政が保護・返還・譲渡を行うこととなった。また産業動物では餓死した個体も多かったが、放れ畜となったものは捕獲が困難となり、野生動物との交雑などもあり環境への影響も心配される事態となった。海外においては、2 割の飼い主がペットと一緒に避難しないと避難しないと報告する文献も存在する。このような経験が考慮され、環境省が平成 25 年に作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(平成 30 年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂。)では、「大規模災害では飼い主とペットが同行避難することが合理的である」とされている。

災害時に動物救護活動を行うことは、動物愛護の観点はもちろんだが、動物と一緒に避難できる環境を整えることで被災者の安全を確保し、被災飼い主の心の安定をもたらす、放浪動物による環境被害を防ぐことにもなり、また放浪動物の発生を抑制することは、飼い主を探す手間や放浪動物の捕獲収容などの社会的負担の低減にもつながる。さらに獣医師には動物に関する保健衛生の向上や公衆衛生の向上に寄与することが任務とされていることから、避難所や仮設住宅における動物の管理を含めた公衆衛生上の指導を行うことも求められている。そして災害時において

も動物医療を提供し続けることで地域の動物医療体制を守り、地域住民が安心して動物と暮らせる環境を維持することにつながる。

近年、地震や水害など大きな被害の生じる災害が毎年のように発生している。犬猫以外の動物も含めると、少なく見積もっても30%以上の世帯でペットを飼育していることを考慮すると、災害時の動物救護活動には一定の社会的ニーズがあり、実際、災害の際に動物が救助される場面が報道されることも増えている。獣医師は、動物の健康に深く係る専門家として、職能団体である獣医師会を中心とした組織的な社会貢献として、災害時にしっかりと対応できるように準備しておきたい。

## (2) 災害対策の基本となる考え方

### ア 災害対策の基本的な仕組み

自治体が主導する災害対策は、「災害対策基本法」により、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関などがそれぞれ防災に関する計画を作成・実施するとともに、相互に協力するなどの責務が規定されている。特に、国は、組織及び機能のすべてを挙げて防災に関し万全の措置を講ずることとされ、基礎自治体である市町村が主体となって防災計画を作成・実施し、都道府県及び国がこれを助け、総合調整を行うこととなっている。また災害に対する対策は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興と大きく3つのパートから構成される。すなわち、災害対策の主体は基礎自治体である市町村にあり、災害が発生する前の予防、災害が発生した際の応急対策、そして災害が終息して日常の生活を取り戻すための復旧・復興期も含めた全てが災害対応である。

### イ 獣医師会における災害対策について

前述のように災害には基礎自治体が主体となって対応するため、獣医師会において災害対策を立案する際には、災害発生直後に地域での活動を速やかに行うためにも、地域の住民と最も密接な関係のある基礎自治体と地域支部等の連係を主体に対策を進める必要がある。そして地方獣医師会は地域支部等の活動の支援を行い、日本獣医師会は地方会間の連絡・調整や被災地方会の支援活動を行う。また、現状では災害関連法令には獣医師の活動は規定されておらず、獣医師会などの活動を公的に担保するためには日本獣医師会および地方獣医師会はそれぞれ指定公共機関、指定地方公共機関の指定を受けることが望ましい。



- ・ 地域支部  
基礎自治体と協力し第一義的対応
- ・ 都道府県及び政令指定都市獣医師会  
指定地方公共機関の指定を受け、災害時における活動根拠を明確化  
(指定の方法については都道府県などの防災担当部署に確認のこと。なお指定地方公共機関については、災害対策基本法、国民保護法(略称)、武力攻撃事態法(略称)、新型インフルエンザ等対策特別措置法などで規定されている)  
地域支部の支援・補助など
- ・ 日本獣医師会  
指定公共機関の指定を受ける  
地方獣医師会間の連絡・調整  
被災地方獣医師会への支援

#### ウ 基礎自治体との協定

獣医師会において災害対策を基礎自治体毎に整備する場合、各地域の実情に合わせる必要があるが、基本的には地域支部と各市町村間で協議し、市町村の防災担当者及び狂犬病対策などで連携のある動物担当者と相談しながら市町村単位の災害対策を規定していく必要がある。またその際には基礎自治体と地方獣医師会間で災害時の応援協定を締結し、協定に基づいて自治体からの出動要請を受けて活動を行うように取り決めておくべきである。この協定の存在は被災地域内における活動の根拠になり、またそこで規定しておくことで他地域からの応援をスムーズに受け入れることができるようになる。

#### エ 地域支部の活動マニュアル整備

自地域内の活動を行うために協定の締結は必要であるが、協定のみでは実行が難しいため、実効性のあるマニュアルを作成する必要がある。その際には、獣医師会だけでなく自治体の防災担当者および動物担当者の三者で共に作成するとよい。

## オ 組織的支援

実際の支援活動については、災害毎に必要なとされる内容が異なるので、個別に記述することはしないが、いわゆるオールハザードアプローチ\*をとるべきである。

また、被災地域外で行うことのできる活動(例:電話相談や支援物資の問い合わせ対応など)は積極的に被災地域外に拠点を移し、被災地域の負担を減らすことにより、現地の負担が軽減できる。

\*オールハザードアプローチ：後述してあるが、起こりうる全ての事態に対して計画しておくということではなく、いかなる事態に対しても柔軟に対応できるようにするという事

## カ 受援体制

災害対策について考える場合、被災地のみで完結するのではなく、今までの災害を教訓にして、これからは受援についても実効性のある対応を立てておく必要がある。

### 受援業務の選定

緊急対応が必要かつ被災地外で対応可能なもの

(例)電話相談、広報窓口など

マンパワーの必要なもの

(例)避難所のアセスメント、ワクチンの一斉接種など

継続すべき通常業務で、応援者で処理可能なもの

(例)他の地方獣医師会、連合会との連絡調整など

## キ 地方獣医師会同士の相互応援協定

規模の大きな災害が発生した場合、近隣の獣医師会同士の相互応援協定の存在は、支援側・受援側それぞれが遅滞なく行動を開始するために重要である。またこの相互応援協定に基づいて実施する連絡訓練は、災害発生時に確実に行動するためには欠かすことのできないものである。

地区獣医師会連合会毎に相互応援協定を締結

支援物資の集積基地を隣接県に設置

電話相談は専用ダイヤルで被災地外へ  
事務局業務のサポート  
実務者による連絡・連携訓練を定例化

#### ク オールハザードアプローチ

災害対策を立案するために、それぞれの地域で問題とされている災害とその想定を参考とすることは大切なことだが、その想定にとらわれてしまうといわゆる「想定外の災害」に対処することができなくなってしまう。

すべての災害を想定して、いずれかの災害が起こっても対応できるよう準備するのではなく、どのような災害が起こっても柔軟に対応できるよう準備することが大切である。具体的には、災害が起こった場合の対応策を進める上で障害となりうるものを特定し、それを回避できるような対応オプションを複数準備しておくようにすべきである。

### 3 動物救護活動に関する関連法など

#### (1) 災害対策基本法

我が国は、世界の他の国々に比べても火山が多く分布し、地震も多発するなど、災害の多い国土である。現在の法制度の基でも数多くの災害に見舞われ、その都度法律や制度などが整備されてきたが、それらの整合性が取られずに整備されたため防災体制は十分に機能できない状況となっていた。そこで、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に災害対策基本法が制定された。その後も、阪神・淡路大震災をはじめ東日本大震災などの多くの貴重な経験や教訓を踏まえ、随時改定が行われている。

##### ア 法の目的（第一章 総則 第一条）

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### イ 指定公共機関・指定地方公共機関の責務（第一章 総則 第六条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

本法では動物に関する事柄は規定されていない。ただし、本法で規定されている防災計画(防災基本計画、地域防災計画など)には記述されているものもある。これについては後述する。

## (2) 災害救助法

災害救助法は、昭和 21 年の南海地震を契機として昭和 22 年に制定された法律であり、災害に際して行われる救助の種類や救助に従事させることのできる者や救助にかかる費用の負担などについて規定している。

### ア 法の目的（第一章 総則 第一条）

この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

### イ 救助の種類（第一章 総則 第四条）

救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

ここを見るとわかるように、獣医療や被災動物については救助の対象とされていない。

#### ウ 従事命令（第一章 総則 第七条）

都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

#### エ 協力命令（第一章 総則 第八条）

都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

従事命令により救助に従事したもの及び協力命令により協力したものについては費用は支弁される。

### （3）動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年に「動物の保護及び管理に関する法律」として議員立法で制定され、その後平成11年の改正時に「動物の愛護及び管理に関する法律」と名称が変更された後、平成17年と平成24年にも改正が行われてきた。所管官庁は環境省。本法を根拠として、環境省は災害時の動物の飼育などに関わりを持つ。

#### ア 法の目的（第一章 総則 第一条）

この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並

びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

#### イ 基本原則（第一章 総則 第二条）

動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

#### ウ 災害時の動物対策について

災害時の動物対策については、以下の条文に記述がある。

#### （ア）第二章 基本指針等（動物愛護管理推進計画） 第六条

都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

(イ) 第四章 都道府県等の措置等 (動物愛護推進員) 第三十八条

都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(ウ) 第五章 雑則 (動物を殺す場合の方法) 第四十条

動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

国民保護法と呼ばれることも多い。武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。



## ア 法の目的（第一章 総則 第一節 通則 第一条）

この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## イ 動物対策について

法文には動物に関連した直接の記述はないが、第一章 第四節 第三十二条に定められる「国民の保護に関する基本指針」には、以下の記述がある。

国民の保護に関する基本指針(最終変更 平成 28 年 8 月 24 日)

### 第四章 国民の保護のための措置に関する事項

#### 第一節 住民の避難に関する措置

#### 4 避難住民の誘導

##### (8) 住民の安全の確保等

○国〔環境省、農林水産省等〕は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関する配慮についてそれぞれその国民保護計画において定めるとともに、地方公共団体が配慮すべき事項について基本的な考え方を示し、これを踏まえ、地方公共団体は、当該配慮についてその国民保護計画において定めるよう努めるものとする。

## (5) 防災基本計画

災害対策基本法で中央防災会議が作成する防災基本計画には、以下のように記されている(平成 29 年 4 月修正)。

## ア 第 2 編 各災害に共通する対策編

### 第 1 章 災害予防

#### 第 3 節 国民の防災活動の促進

## 2 防災知識の普及、訓練

### (1) 防災知識の普及

○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品(救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等)の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，**飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備**，保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

## イ 第2編 各災害に共通する対策編

### 第2章 災害応急対策

#### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

### 3 指定避難所

#### (2) 避難所の運営管理等

○市町村は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，**避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める**ものとする。

## ウ 第2編 各災害に共通する対策編

### 第2章 災害応急対策

#### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

#### 4 応急仮設住宅等

##### (3) 応急仮設住宅の運営管理

○市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### エ 第2編 各災害に共通する対策編

##### 第2章 災害応急対策

##### 第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動

###### 1 保健衛生

○市町村(都道府県)は、被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

#### オ 第12編 原子力災害対策編

##### 第1章 災害予防

##### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

###### 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

###### (7) 防災関係機関相互の連携体制

○地方公共団体は、緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難や避難退域時検査(居住者，車両，家庭動物，携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について，民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど，体制の整備を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について，マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに，地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

#### (6) 地域防災計画(都道府県や市町村など)

災害対策基本法に基づき都道府県や市町村が作成する地域防災計画において、動物の救護体制や同行避難などが規定されているところも増えている。地方会において地域活動マニュアルを整備する際には、各地域防災計画との整合性を図ることが必要である。

## 4 自治体との協定書に最低限規定すべき事項

### (1) 業務内容の明確化

獣医師会が行う業務や自治体が行う業務を明確にしておくことよい。

業務内容については、以下のような項目があげられる。

災害応急対策(災害発生時の活動)

- ・被災動物に対する獣医療行為
- ・後方支援獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定  
転送行為は飼い主あるいは自治体の責任において行うこととする
- ・被災動物の飼育管理及び衛生管理に関する指導
- ・(飼い主不明の)被災動物の死亡の確認
- ・飼い主不明の被災動物の個体識別補助  
自治体の行う個体識別の補助とする
- ・被災動物に関する情報の収集と提供  
獣医師会ルートの情報及び自治体の災害対策本部に於いて収集される情報の収集と共有
- ・(自治体が設置する)避難所などに関する衛生管理指導

災害予防(平常時の活動)

- ・災害の発生に備えた準備(自助)についての啓発
- ・避難行動(同行避難)についての啓発
- ・避難所での動物の管理(同行避難別居生活)についての啓発
- ・防災訓練への参加
- ・狂犬病予防接種およびマイクロチップに関する啓発

### (2) 行政からの活動要請

行政からの活動要請をもって活動開始することを明記するとよい。活動の要請は記録として明確に残すために文書で行いたい。

### (3) 緊急時の自発的活動

災害発生直後など連絡のできない状況を考慮し、一定の条件(地震災害では震度6など)を満たした場合には自動的に活動を開始できるように備えておく必要がある。この場合でも、連絡可能になり次第行政より活動要請を発令することが必要である。

### (4) 活動期間

無制限に活動を続けることがないようにするために、活動要請時に活動の期間あるいは終了の条件を明確にしておく。

### (5) 救護活動の実施場所

どこで活動を行うのかを明記すること。これは費用弁償や損害賠償の適応条件としても必要となる。

### (6) 救護活動の費用負担

協定において定める動物救護活動の費用負担について、自治体負担(利用者は無料)とするのか、利用者において実費負担とするのか規定しておくべきである。

### (7) 連絡条項

動物救護活動に関する連絡調整の担当者およびその方法について規定する。この中で、災害発生事に一般的な連絡手段は使用不可能となることが考えられるため、自治体の備える防災業務無線の利用について規定しておくことよい。

### (8) 費用弁償

最低限、協定の定める動物救護活動に使用した医薬品及び消耗品などは自治体より弁償されるよう規定するべきである。可能であれば人員の編成と派遣にかかる費用も弁償されるのが望ましい。

また当該支部(獣医師会)だけでは活動が困難な場合などに他の支部や他の地方獣医師会より応援派遣された人員にも適用されるように文章化することが望ましい。

## (9) 損害賠償

協定に基づく活動を行った場合に発生した人的損害に関する損害賠償を規定する。通常は自治体が特別職公務員(消防団員など)に適用する条例があるのでこれの適応を受けることができる場合がある。

損害賠償についても当該支部員および応援要員に適用されるように明文化しておく必要がある。

## (10) 災害予防

業務内容の項で述べたが、災害に備えた準備の啓発、同行避難の啓発、防災訓練への参加なども規定しておく。

## (11) その他

災害発生時の活動内容として、可能であれば以下の項目について取り決めておくとい。

- ・災害動物医療コーディネーター(33頁参照)の派遣に関すること  
被災動物や災害関連の情報の収集と共有のために自治体の設置する災害対策本部に災害動物医療コーディネーターの派遣を規定できると良い。
- ・現地動物救護本部の設置に関すること  
被災自治体に設立される現地動物救援本部の設置を規定し、自治体の担当者との連絡体制を規定しておくとい。
- ・活動時の給食について  
自治体の要請により活動を行う場合、自治体による給食の対象とすることを規定しておくべきである。
- ・災害復旧・復興  
避難所での同行避難だけでなく、その後の仮設住宅や復興住宅での動物の飼育について、管理などに獣医師会がアドバイスできるように取り決めておくとい。

## 5 地域活動マニュアルに収載すべき事項

本ガイドラインにおいては、発災時からの時間経過で記述し、平常時の活動は最後に取りまとめることとする。何故なら、平常時の活動とは災害対応に備えるための準備期であり、災害対応をどのように展開するかによって事前の準備が異なってくるためである。

また、ガイドラインでは、災害発生後の時間経過により以下の区分に分けることとする(添付資料 64 頁参照)。

- ・フェーズ0 発災直後

目安としては発災から 12 時間程度

発災直後からひとまず人的な安全を確保できたあたりの時間帯。被災地内・外ともに災害の全容を把握することは出来ていない。

- ・フェーズ1 超急性期

目安としては 12 時間～3 日程度

被災地内では救助活動が活発に行われている。被災地内・外の通信環境は徐々に回復し始め、被災地外からの支援要員・物資の調達を開始される。被災者は避難所に詰めかけ、同行避難の受入の可否などで混乱が生じている。獣医師会の活動としては協定に基づく動物救護活動が行われる。

- ・フェーズ2 急性期

目安としては 3 日～1 週間程度

通信環境はほぼ回復し、被災地内・外の連絡調整が容易になる。ライフラインの復旧が進むに連れ避難所から自宅に帰る人が増えるため、避難生活者は減少する。協定に基づく動物救護活動は徐々に終息に向け、通常診療への移行を進める必要がある。

- ・フェーズ3 亜急性期

目安としては 1 週間～1 ヶ月程度

被災者においては慢性疾患の悪化や精神的不安定者が増加する。支援活動者の心身的疲弊もクローズアップされ始める。避難所のみならず、被災地域全域でゴミや排泄物など、公衆衛生面の問題が表面化する。避難者間では、在宅避難者と避難所避難者での支援格差が生ずる。

災害応急対応も国(自衛隊)や都道府県(警察・消防)などが主体の活動から基礎自治体が主体の活動へと移行が進む。医療支援活動も平常時の診療体制への移行が進められる。



- ・フェーズ4 慢性期

目安としては1ヶ月～3ヶ月程度

ライフラインは完全に復旧し、避難生活者はさらに減少する。仮設住宅の建設に先行してみなし仮設への入居も進む。避難所となっていた学校などでは本来の学習機能の回復も必要なため避難所の再編や集約が進む。

- ・フェーズ5 中長期

目安は3ヶ月以降

避難所から仮設住宅への入居が完了し、進捗状況は様々であろうが、仮設住宅から復興住宅への転居も進む。それに伴い避難所や仮設住宅で形成されたコミュニティは解散。再構築された日常生活が開始されるが、避難所や仮設で受けていた比較的手厚いサービスも終了するためにそのギャップに戸惑うこともある。

上記フェーズ分けの時間経過についてはあくまでも目安であり、その時の状況によりフェーズは異なる場合がある。

以降、フェーズごとに重点となる整備事項を中心に解説する。

## (1) フェーズ0：発災直後

### ア 被災会員自身の安全確保<獣医師個人>

災害発生直後の時期であり、災害の中心に近い場合ほど自身の安全確保に全力を注ぐ必要がある。自身、家族の安全確保と診療施設開設者の場合には施設のスタッフや滞在者(動物病院の場合には飼育者など)施設内の動物の安全確保や逃走防止などに全力であたる必要がある。被災状況によっては施設外に避難しなくてはならない場合もある。また、発災時に手術中だった場合などにはいきなりの停電が発生する。

### イ 被災会員施設における診断提供能力の確認<獣医師個人>

安全確保などが出来た後に、診療施設開設者は自施設の被災状況を確認し、診療提供能力について評価する。

(チェックシートの例を添付資料 72 頁に掲載)

ウ 会員安否の確認<地域支部、地方獣医師会、日本獣医師会(実施主体は災害規模により異なる)>

災害発生時、組織として行動するためには、まず会員の安否と被災状況を確認することが必要である。安否確認の方法について、各地方獣医師会では電話、Fax、携帯電話、メール、徒歩による確認などが想定されていると思うが、一つの方法を決めたからといって安心してはいけない。それが機能しない場合の代替手段も必ず決めておき、かつ普段からその方法に習熟しておかなければならない。現代社会において、主要な手段は情報通信技術を活用し、短時間に大量の情報を取得・整理できる方法であるべきで、かつ地域の異なる複数の人員が同じ情報を共有できるものであるべきだと考える。以下に代表的な安否確認の方法とそのメリット・デメリットを示す。

- ・直接確認(徒歩・自転車等)

最も確実な確認方法であるが、発災直後では安全が確保できていない、至近距離でないとは実施不可能、確認結果を共有できる人数がごく数名程度などの理由から、都市部における他の確認方法の補完手段としての利用がせいぜいだと思われる。

- ・電話(固定回線・公衆回線)

手軽に利用でき、相手との会話により状況が伝わりやすいが、回線寸断により不通になる可能性がある、またデジタル回線の場合停電すると使えない。更に利用集中による輻輳制御が高率で発生する。公衆電話は固定電話よりはつながりやすい。

- ・Fax

一般には電話回線を利用するため、電話回線におけるデメリットは同等に発生する。

- ・携帯電話

ほぼすべての人が所有しており、また避難の際の持ち出し率が高いため安否確認のツールとしては最も身近なものであるが、利用集中による輻輳制御がほぼ間違いなく発生し、また回線寸断や停電による基地局の停波が起こる可能性が高い。ただし、大手の通信事業者では移動基地局の運用により早期に回線が復旧される可能性はある。

携帯電話の中では、PHS や衛星携帯電話は一般の携帯電話に比べ利用者数が少ないために災害時にも通話できる可能性が高い。また、衛星携帯電話は端末と

通信衛星を利用したシステムのため地上設備の損傷による影響は極めて少ない。

- 携帯メール

通話の輻輳制御時にも影響を受けにくく、時間がかかっても必ずメールが届くのだが、メールの配信が遅延する可能性があり、バッテリー切れにより利用できなくなる。

- 携帯で利用できる SNS

Wi-Fi 利用の場合キャリアのサービス状況に依存しなくて良く、メッセージの開封確認ができるものや、複数の相手先と同時に情報交換できるものがあるので利用価値は高いのだが、停電により利用できなくなる可能性がある、普段から利用していないと使い方がわからない、多数のメッセージが送られてきた場合に返信すべきメッセージを見つけづらくなるなどの欠点もある。

- 災害用伝言ダイヤル

輻輳が発生した場合にも利用ができ、音声メッセージを届けることができるのだが、1 メッセージ 30 秒の制限があり、普段から練習していないと使い方がわからない。

- 災害用伝言板

輻輳が発生した場合にも利用ができ、最大 20 件の伝言が保存されるのだが、インターネット環境が必須で、1 伝言あたり 100 文字の制限がある。また 20 件を超えた場合、古いものから消去・上書きされる。これもやはり普段から練習していないと使い方がわからない。

- 業務用無線 (MCA)

資格不要で利用でき、サービスエリア内であれば全国への通話が可能で 1 対多数の通信が可能。更には最新式のものでは対電話での通信も可能であるが免許 (申請) が必要、無線機や利用料など費用がかかるため、個人や獣医師会などで備えておくにはハードルが高いのだが、自治体の防災業務無線として利用されている例が多い。

- アマチュア無線

アマチュア無線家が緊急時に活用することは何も問題ないのであるが、災害時の活用を念頭に組織で無線局の運用を行っていくことはアマチュア無線の本来の趣旨から外れるため推奨することはできない。

- 安否確認 (専用) システム

災害発生を受けて、一斉発信でき、輻輳制御前にメールが配信できる可能性が高い。情報が集約されるのでまとめる手間がかからないのと返信があるまで自

動的に発信を繰り返すことができるなど、専用システムならではの利点は多い。運用費用が発生するが大規模導入によりコストを抑えることは可能である。更にスマホアプリでの利用も可能なものがある(Wi-Fi 環境)。デメリットとしては利用者情報が更新されていないと機能しない可能性があり、また定期的に使っていないと利用法がわからなくなる可能性がある。

安否確認方法については、どのような手段を選択したとしてもその方法がいかなる場合にも利用できる保証はないので、メインの方法を定めるだけでなくバックアップのためにも複数の通信手段を採用しておくべきである。またいざという時に躊躇なく活用できるように普段から使い慣れておく工夫が必要である。更に、メールなど PC などの端末を利用する場合、専用端末を設定した場合には破損や故障などで利用不可能となる場合も考慮して確認用端末を固定しない、複数名の担当で運用することも重要である。

また、発災直後は被災者にとって身の安全を確保するためにとっても重要な時間であるために、いずれの方法においても発災直後の返信は難しいと考えたほうが良い。

#### エ 被災状況の確認<地方獣医師会、日本獣医師会>

災害が発生した場合、各種報道や通知などで情報を得、協定による事前の取り決めに従い行動を開始することになる。また安否確認の結果により他地域への支援活動が可能な人員が確保できるかを判断するとともに、被害が大きいと考えられる地域を選定することになる。被害の大きな地域ほど、避難行動や安全確保などで安否確認に答えることができない場合があるのでよく考慮する。

被害の確認された地域や安否の返信がない地域がある場合、他地域より調査のための人員を派遣し、状況の確認、情報収集、連絡調整を行う必要がある。ここで派遣される人材は VMAT など災害対応のための標準化された教育を受けていることが望ましい。そのような人員が行ったリスクアセスメントであれば、複数地域間での支援の調整も偏りなく行うことができる。

#### オ 指揮命令系統の確立<地域支部、地方獣医師会、日本獣医師会>

災害対応を組織的にかつ効率的に進めるためには災害動物医療コーディネーターを軸とした Incident Command System(ICS)に基づいた指揮命令系統を確立する必要がある。

#### カ 動物救護本部設置に向けた準備〈地方獣医師会、日本獣医師会〉

(過去の災害において、動物救済本部、動物救援本部、動物救護本部などの名称が用いられてきたが、行うことの本質は同じである。今後は全国で統一された名称が用いられるような名称の設定と定義付け並びに周知の徹底が求められる)

獣医師会による災害対応を効率的に進めるために、指揮命令系統の頂点となる動物救護本部を設置する必要がある。

フェーズ0の時期には、まだ動物救護本部を設立できていないと考えられるが、獣医師会、行政、動物愛護団体などが連絡調整を開始することは速やかな動物救護本部の設立に欠くことが出来ない。

#### キ 協定に基づいた自発的活動の開始〈獣医師個人〉

発災直後のこの時期には、地方獣医師会の地方支部などが事前に協定で規定しておいた動物救護活動などを連絡調整の上組織的に行うことは困難であるが、連絡が可能になるまで動物救護活動が実施できないようではいけないので、協定を締結する際には連絡不能時の自発的な救護活動の開始について明確に取り決めを行っておき、フェーズ0においても活動可能な獣医師は協定に基づいた動物救護活動を実施できるよう取り決めておく。このような場合でも活動開始後に連絡体制が整い次第正式な活動要請が基礎自治体より発出されることは必要である。

#### ク 応援体制確立の準備〈連合獣医師会〉

被災地方獣医師会の支援のために被災地外で行える事務局業務や応援物資の集積と配送拠点などを行うよう連合獣医師会などで相互応援体制を確立するための連絡調整を開始する。

### (2) フェーズ1：超急性期

南海トラフや首都直下地震などの超広域災害の場合には、このフェーズでは外部からの支援は困難と考えられるので、このフェーズまでは被災地内で行う外部支援に頼らない(頼れない)活動体制を構築しておくべきだと考える。

#### ア 協定に基づく救護活動〈獣医師個人、地域支部〉

基礎自治体と締結した応援協定に基づく被災動物の救護活動が本格的に実施され始める。ただし、活動している獣医師も被災者であることを忘れずに、家族や自施設の安全確保や避難を優先する必要があることは忘れてはならない。

被災地で行われる動物救護活動が協定に基づくものであった場合でも、動物診療施設以外の場所で獣医療行為を提供することになった場合には「診療施設開設届」を知事に届け出ることとされている。この開設届は現地動物救護本部において地方会会長が一括して提出するのが合理的である。

#### イ 同行避難への応援など〈地域支部、地方会〉

災害が発生し避難行動が必要となった場合、飼育動物を連れて避難する同行避難はかなり浸透してきたと思われるが、それにも地域差などもあり十分ではない。同行避難を行うことは動物愛護の観点だけではなく、人の避難行動を迅速なものとし、同行できなかつた結果発生する可能性のある放浪動物による人への危害防止や環境保全、または公衆衛生の観点からも重要であることをしっかりと理解し、同行避難が実施されるようサポートすることが求められる。

ここでいう同行避難とは、二段階避難における一時(いつとき)避難場所への避難行動も含めていることを理解する必要がある。また、避難所に同行避難する場合、原則は同行避難別居生活であり、動物との同居については現地において状況を鑑みながら対応する必要がある。同居生活は、体育館のような大勢が一箇所で避難生活を送る場合には飼育動物にも多大なストレスを掛けることもある。

#### ウ 診療提供能力の再構築〈獣医師個人〉

協定に基づく被災動物の救護活動の傍ら、自身の診療施設の再開に向けた行動も開始する必要がある。救護活動は殆どの場合でボランティア的な活動であり、一日も早い診療施設の再開は被災した獣医師の生活基盤の構築に欠かすことが出来ない。

#### エ 被災状況の調査〈地方獣医師会、日本獣医師会〉

災害が発生した場合、各種報道や通知などで情報を得、協定による事前の取り決めに従い行動を開始することになる。また安否確認の結果により他地域への支援活動が可能な人員が確保できるかを判断するとともに、被害が大きいと

考えられる地域を選定することになる。「被害が大きかったと返信のあった地域」よりも「安否の返信がない地域」の方が、被害が大きく、避難行動や安全確保などで安否確認に答えることができない可能性もある。

被災状況の調査について、現地から十分な情報を得られない場合には、他地域より調査のための人員を派遣し、状況の確認、情報収集、連絡調整を行うことも考慮する。ここで派遣される人材はVMATなど災害対応のための標準化された教育を受けていることが望ましい。そのような人員が行ったリスクアセスメントであれば、複数地域間での支援の調整も偏りなく行うことができる。

#### オ 被災者飼育動物の一時預かり<地方会、連合獣医師会>

同行避難が出来ない、あるいは行わない被災者が飼育している動物については、被災地の近隣の動物病院で一時預かりを行うことも検討する。一時預かりに係る病院への費用弁償については、獣医師会あるいは動物救護本部への義援金から後日支弁することも併せて検討し、一時預かり病院の募集時に、預かり期間とともに明確に告知する必要がある。

#### カ 動物救護本部の設置と運営<地方会、日本獣医師会>

被災状況が判明し、継続的に災害対応を行う必要があると判断された場合、現地動物救護本部を設置する。救護本部は前出のとおり、自治体や獣医師会、更に動物愛護団体などで組織され、協働で運営されることが多い。救護本部の役割や組織形態などは災害ごとに異なると思われるため、ここでは参考資料として別項に過去の事例を挙げる。(68頁参照)

#### キ 医薬品以外の支援物資の集積・配送拠点の設置と運用<連合会>

今までは被災地にて設置される現地本部などが支援物資の集積場所となっていたが、この方式では被災地の作業量が増大し、またその仕訳などに貴重な人的資源を浪費することになるので、連合会内で調整して被災地外に支援物資の一次集積拠点を設置し、全国からの支援物資を一旦集積、そこで必要な仕訳を行った上で被災地内の必要とする場所へ配送するような支援も検討されると良い。この被災地外集積拠点は災害対応が急性期を過ぎそれなりの落ち着きを見せるフェーズ3から4で被災地方会へ移管する。

医薬品については医薬品医療機器等法(旧薬事法)に抵触しないよう、現地本部あるいは地方獣医師会を診療施設として「診療施設開設届」を提出した上

で、そこに製薬会社あるいは動物用医薬品取扱業者が直接納入する形で支援用医薬品を流通させる。この場合でも、個人あるいは他の獣医師会などから医薬品そのものを支援物資として送ることは医薬品医療機器等法(旧薬事法)違反となることを理解しておきたい。

### (3) フェーズ2：急性期

#### ア 通常診療体制への移行<獣医師個人、地域支部、地方会>

動物救護活動は発災直後に求められる緊急対応の必要がなくなってくるので、会員の個人施設における通常の診療体制へ移行する。

#### イ 自治体との支援活動収束の協議開始<地域支部、地方会>

アと関連するが、協定に基づく動物救護活動の収束に向けた体制づくりについて自治体などと協議を進める。

#### ウ 診療再開が不可能な会員獣医師への支援<地方会>

診療施設が全壊したなどで当面の診療再開が困難な会員獣医師に対し、希望があれば臨時職員として災害対応業務などに従事するなどの被災会員支援も必要である。

またこのように自施設での診療再開が困難な診療施設の開設者は知事あてに「診療施設(休止、再開、廃止)届」を提出することとされている。また、その診療施設が麻薬を取り扱っていた場合には、「麻薬および向精神薬取締法」に関係する届出も必要である。

#### エ 支援要請と支援活動<地域支部、地方会>

この時期になると被災地外との交通が確保可能となるので、具体的な支援活動の要請などを行う。また支援を受けるための受援体制を整え、組織的な活動を行うためには、災害動物医療コーディネーターを活用する方法がある。

#### オ 支援内容の抽出と再評価<地方会、日本獣医師会>

アセスメント結果や被災地からの要請、活動の内容とその結果などを基に、支援内容の抽出と評価を行う。これは一度きりのものではなく、当初は短いサイクル(一日ごとなど)で繰り返し実施する。



#### カ 学校動物飼育支援<地域支部、地方会>

発災直後から避難所の開設と運営開始までは学校内に動物が存在することすら失念してしまう可能性もあるだろうし、災害時に飼育動物を誰が管理するのかについて規定してある学校は先ずないと思われるので、学校動物への対応が疎かになりがちかと考えるが、発災後3日もすれば少しだけでも落ち着き始めると考えられるので、この頃までには(早いに越したことはないが)学校動物への飼育支援活動を開始すると良い。

### (4) フェーズ3：亜急性期

#### ア 受援内容の見直しと通常診療体制への移行<地域支部、地方会>

被災地域の動物診療施設が通常診療を行うことは、提供される獣医療の充実の点でも、また開業獣医師の収入の安定化のためにもとても重要なことである。ただし、被災飼育者にとっては通常診療の費用が負担となり、動物飼育の継続が困難と判断される場合もある。

被災地の地域支部や地方会は被災者の生活を圧迫しないように配慮しつつ、被災地会員獣医師による通常診療体制への移行を図る必要がある。そのためには、被災地域における獣医療ニーズを把握し、支援内容の見直しなどを適宜進める必要がある。

#### イ シェルター支援<地方会>

災害の発生に伴って発生する逸走動物や飼育困難となった飼育者による飼育放棄動物は行政が設置する動物収容施設(以下、シェルター)に収容されることになる。動物の収容にあたっては後の譲渡を遅滞なく進めるために所有権放棄への同意を条件とするべきである。また、集団飼育下における感染症の蔓延を防ぐためにも、全収容動物へのワクチン接種(生ワクチンの使用が望ましい)を実施することが望ましい。

発災直後には被災基礎自治体に逸走動物などを収容する仮設シェルターが作られるところもあるが、仮設シェルターが長期に渡り運営されることは収容動物の健康管理の点からもあまり望ましくないため、基礎自治体のシェルターから都道府県及び政令指定都市のシェルターへの移行を進める。

これら仮設あるいは都道府県及び政令指定都市のシェルターでは過密飼育などの環境の悪化から収容されている動物が体調を崩すことが少なくない。この場合の治療に薬剤を必要とする例は実はあまり多くない。環境の整備などで状

況が改善する例が大多数である。どうしても薬剤を使用する必要のある場合には、担当者が日々異なる場合などでも、抗生物質の乱用を防ぐ目的でも、一貫した治療が行われるような配慮が必要である。

ウ シェルター動物の譲渡支援<地方会、連合会、日本獣医師会>

シェルターに収容されている動物の譲渡サポートを積極的に行い、早期のシェルター閉鎖に向けた活動は大切である。これは被災地の地方獣医師会だけで行えるものではないため、連合会や日本獣医師会が関与する形で広域での譲渡活動を積極的にサポートする必要がある。

エ 支援物資管理の移管<連合会、地方会>

混乱期に被災地獣医師会の作業量を減らすために支援物資の集積・配送拠点を被災地外に置いていた場合は、物資ニーズの減少が進むこの時期に、被災地地方会への移管を進め、効果的な運用に努める。

## (5) フェーズ4：慢性期

ア 仮設での飼育支援<地域支部、地方会>

仮設住宅の建設計画が進み、またそれに先行したみなし仮設(借り上げ仮設)への被災者の入居に際して、仮設住宅での動物飼育が認められるよう行政へ働きかけを行ったり、飼育動物による住民トラブルを極力少なくするために飼育者のグループづくりや飼育マナー向上の為のサポートを動物愛護推進員や愛護団体、NPOなどと協働して行うことが重要である。

イ 動物救護本部の閉鎖に向けた準備<地方会、日本獣医師会>

災害応急対応時期の終末期を迎えるに当たり、災害対応で立ち上げた動物救護本部で行っていた業務を整理し、救護本部の解散準備を進める。ここでは活動の詳細を報告書としてまとめ上げることも含まれる。

また、救護本部に集まった義援金の処理をトラブルなく進めるために、義援金募集の際に残余金の扱いについて明確にしておくことが望ましい。

## (6) フェーズ5：中長期

ア 被災地での飼育動物関連事業継続のための取り組み〈獣医師個人、地域支部、地方会、日本獣医師会〉

被災地には全国から様々な支援が行われる。これは家財や生活の糧を失った被災者にとっては重要な事なのだが、被災地にはそれまでそれら支援物資や支援活動の内容の取扱を生業としてきた各種事業者も存在する。全国からの物的支援やサービスの支援が長期化することはこれら被災地で関連事業を継続しようとする人々(これもまた被災者であるのだが)の生業を奪ってしまい、長期的には被災地の荒廃の原因の一つとなる可能性がある。

長期化する支援活動は、直接のサービスの提供者を被災地の事業者とするために、発災直後の物的支援から安定・回復期には金銭的支援として被災地の事業者にきちんと金銭が落ちる仕組みを考える必要がある。

イ 動物飼育被災者への継続的サポート〈地域支部、地方会〉

仮設住宅での生活から災害復興住宅への入居、都市計画の再整備の遅れから自宅再建困難な状況の長期化、仮設住宅の再編による転居など、一度は落ち着いていた被災者と飼育動物を取り巻く環境が再度変化することは少なくない。そのことを念頭に、被災地の獣医師は動物愛護推進員や動物愛護団体、NPOなどと連携して継続的なサポートを心がけるべきである。

## (7) 平時からの活動

ア (基礎)自治体との災害時動物救護に関する応援協定の締結

本章(1)フェーズ0「キ 協定に基づいた自発的活動の開始」(24頁参照)にも記述してあるが、災害発生のごく早い段階で、被災地域で活動可能な獣医師が早期から動物救護活動を行うことができるよう、基礎自治体や都道府県等との災害時動物救護に関する応援協定を締結しておくことが必要である。基礎自治体との協定の例文を添付資料65~67頁に示す。

イ 地区獣医師会連合会の相互応援協定

規模の大きな災害が発生した場合、近隣の獣医師会同士の相互応援協定の存在は、支援側・受援側それぞれが遅滞なく行動を開始するために重要である。またこの相互応援協定に基づいて実施する連絡訓練は、災害発生時に確実に行動するためには欠かすことのできないものである。

- ・ 地区獣医師会連合会毎に相互応援協定を締結
- ・ 支援物資の集積基地を隣接県に
- ・ 電話相談は専用ダイヤルで被災地外へ
- ・ 事務局業務のサポート
- ・ 実務者による連絡・連携訓練を定例化

#### ウ 防災訓練への参加

自治体による防災訓練へ獣医師会として積極的に参加し、自治体内で活動する各機関と連携できるよう、普段から活動する。また、住民に対する同行避難や避難所での動物の飼育管理について、自治体とともに啓発活動を行う場としても防災訓練は重要である。この防災訓練への参加は、自治体と締結した応援協定に規定されることが多い。

#### エ 獣医師会災害対応訓練を定例化

災害対応マニュアルなどは作り上げて終わるのではなく、作ったところからが本当の始まりである。作成したマニュアルを基に、訓練を行い、問題点を洗い出し、見直しや修正を行い、また確認のための訓練を行う。この繰り返しによりマニュアルの内容の理解も進み、また問題点を改善することでより良いマニュアルが作られることになる。図上訓練や連絡訓練、さらに実動訓練など各種訓練を定期的に繰り返し行う必要がある。

#### オ 同行避難サポートのための体制づくり

同行避難を円滑に進めるためには、平時からの広報、行政との連携、避難所を中心としたコミュニティに対する行政を介した同行避難の周知と避難所におけるシミュレーション、発災時の動物愛護推進員などによる同行避難の働きかけ、同行避難サポーターとしての市民ボランティアの育成、同行避難を可能なものにするための飼い主教育などに取り組む必要がある。

#### カ VMAT(獣医療支援チーム)の組織化

災害などの緊急事態発生時、動物の健康に係るさまざまな事態にフェーズ2の急性期より対処可能な、専門的な訓練を受けた獣医療支援チームをVMAT(Veterinary Medical Assistance Team)と呼ぶ。

VMATは基本的に、地方獣医師会が所管地域における緊急事態に対処するために獣医療関係者を中心として組織・派遣するチームである。ただし他地域のVMATや災害救助機関、さらには医療救護活動に従事する医療関係者などとの共通の言語により意思疎通が出来るよう統一された教育を受けておく必要がある。また活動に際しては指揮命令系統を理解し、それに従って自分に与えられた役割を果す事が出来なくてはならない。

#### (ア) VMATの活動

VMATの活動は、局地災害と広域災害ではそれぞれ異なるものになると思われる。

##### a 局地災害

被災エリアが市区町村内に限定されるような局地災害においては、地方獣医師会内に十分な規模(人数)のVMATが組織されている場合、かつ被災自治体および獣医師会の地域支部などから要請がある場合に活動が可能となると考える。

- ・ 現地動物病院支援
- ・ 災害現場での動物救護活動
- ・ 災害救助犬支援
- ・ 被災者と被災動物支援

##### b 広域災害

被災エリアが複数の市区町村にまたがるような広域災害の場合には、局地災害とは活動内容が少し異なるものになると考える。この場合は被災地の地方獣医師会内だけでは対応ができないことが予想されるので、近隣の地方獣医師会から派遣されることを想定している。この場合でも、被災自治体および被災獣医師会からの要請があることが必要である。

- ・ 情報の収集と共有
- ・ 本部機能支援
- ・ 動物救護活動支援
- ・ 避難動物管理支援
- ・ シェルター管理支援
- ・ 公衆衛生サポート

##### c 平時の活動

災害発生時などにスムーズに行動を起こせるよう、平常時から準備しておく必要がある。実際に何を準備するかはVMATを組織する各地方の実情により異なるが、最低限行うべきものを例としてあげる。

- ・ 定期的な講習と訓練による技能の標準化
- ・ 地域に存在するリスク評価
- ・ 指揮命令系統・連絡手段の確立と確認及び訓練
- ・ 行政(防災、狂犬病、公衆衛生)との連携
- ・ 装備の標準化
- ・ 資機材の標準化

#### (イ) 活動に際して

実際に活動するとなった場合、今まで想定していない状況も生まれると思われるが、そのような場合には指揮命令系統を遵守しなければならない。VMATの活動は個人活動ではない。チームが交代した場合にも業務が円滑に引き継がれることが必要である。また、安全を最優先にして活動しなければならない。安全管理が徹底していることは他の災害活動期間と連携して活動する場合には不可欠なものである。

#### (ウ) VMATの教育及び認定について

VMATの組織化にあたっては、他の地方獣医師会より派遣されたVMAT要員と共通の認識をもとに活動や会話ができることが重要となるため、全国的に統一された教育プログラムの履修とそれに伴う認定を受けることが重要である。またその統一された教育プログラムおよび受講資格の認定には日本獣医師会があたる。

#### キ 災害動物医療コーディネーター

災害時に地方獣医師会や現地動物救護本部(以下、現地本部)と関係先間の連絡調整の要となるのが「災害動物医療コーディネーター(以下、コーディネーター)」である。

コーディネーターは、災害対応により急増する業務支援の目的で、被災地方会からの要請により日本獣医師会から被災地方会や現地本部に派遣され、災害対応に必要となる各種情報の取りまとめおよび環境省、農林水産省など関係省

庁や日本獣医師会、連合会、関係団体や関連企業と連絡調整を行い、被災獣医師会の支援活動をバックアップする。

#### ク 関係団体間での平常時からのコミュニケーション

平常時から行政・獣医師会・動物愛護団体・NPO・ボランティア・動物愛護推進員などが交流できる環境を作ることは、災害時に連絡を取りやすい環境づくりには有用である。

#### ケ シェルター収容動物について

東日本大震災や熊本地震などでは、被災動物としてシェルターに収容される動物、特に猫ではいわゆる地域猫が被災動物なのか区別がつかないまま収容されるケースが多く、これら通常時は動物愛護センターに収容されていたはずの被災地の動物が、「被災動物」として譲渡対象となってしまう、シェルターや動物愛護センターの収容頭数を過剰にし、一部のボランティアに負担のかかる事態を招くなどの可能性がある。

このような事態を避けるためには、日頃より、譲渡不適の動物への対応や「被災動物」と「被災地の動物」の明確な区別と適切な対応について検討しておく必要がある。

#### コ 保護団体の登録制度

一部の動物保護団体は災害発生後のごく早期(フェーズ0期)に被災地にいち早く乗り込み、「無料で預かります」と告知して飼育動物を預かった後、返還になかなか応じなかったり返還の際に経費を請求することがある。また同行避難されずにやむを得ず残された動物を飼い主の同意なく捕獲し、転売することで利益を得ていたことを疑う例もある。

このような保護団体が引き起こす混乱や被害を少なくするために、現地動物救護本部などが保護団体を登録することで安心を担保するような仕組みを早急に作る必要がある。

#### サ 産業動物・野生動物・動物園動物・学校動物の扱いについて

災害時の産業動物、動物園動物、野生動物及び学校動物の扱いについて考えておく必要がある。

産業動物については、その地域ごとに飼育されている主な動物種が異なるなど地域の特性があることを理解した上で、全国一律の対策を立てるのではなく、地域ごとに当該地域の行政、農業関連団体などと連絡を取り合い、緊急災害時に環境負荷の原因とならないよう考慮しつつ獣医師会としてできることを協議しておくことが必要である。この場合、アニマルウェルフェアの観点からも、決して無策による放置が生じないよう配慮すべきである。また、家畜伝染病予防法など関係法について法令違反とならないよう配慮する。

動物園動物は公益社団法人日本動物園水族館協会(JAZA)が加盟している動物園・水族館に行く救護活動が主体となる。ただし JAZA に非加盟の園・館もあり、地域の獣医師会としてサポートが必要な事例も生ずることがあるかもしれないので、地域の園・館と情報交換を行いながら支援について話し合っておくことが必要と思う。

野生動物については、地域の野生動物救護センターや特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会(WRV)での災害時等の救護活動が主体となることを念頭に、各地域における連絡体制や連携について協議する必要がある。

学校飼育動物については、学校が発災後に避難所として利用されることが多く、避難者の目につきやすいと推察されるが、平常時に担当している教諭が出勤できないなどで放置されることが予想できる。そのため、地域の獣医師会でフェーズ1の段階で学校動物の状況調査と必要であれば飼育支援を行うようにしておく必要がある。



## 6 獣医師会としての災害対応計画の策定

災害が発生した場合には、日常業務に加え緊急対応のための業務が会務に重くのしかかってくる。そのような状況においても獣医師会としての業務が災害などの緊急時にも平常時と同様に行えることは、会員獣医師への大きな支えとなるはずである。

ただし、緊急時に急増する業務に備えて対応可能な職員や設備などを準備しておくことは現実的では無いので、緊急時には他県の獣医師会などからの応援要員に会務を補助してもらうなどで事務局職員の負担を軽減しなくてはならないであろう。そのためには日頃から業務内容や体制などについて整理し、どのような業務を応援要員に依頼するかなどの受援計画を策定しておく必要がある。

本章では中小企業向けの事業継続計画(Business continuity planning, BCP)策定方法を参考とした、獣医師会における災害対応計画の策定の手順について考える。以下を読み進めながら作業を行っていただきたい。

### (1) 災害対策への取組状況チェック

具体的な受援計画を策定する前に、まずそれぞれの地方獣医師会が災害時にも業務を継続していけるかについて簡単なチェックを行う。37頁のチェックリストの設問について回答し、下の集計結果に「はい」の回答数を記入する。

集計結果

「はい」の回答数	人的資源	物的資源(モノ)	物的資源(金)	物的資源(情報)	体制等	合計
	___/4	___/4	___/4	___/4	___/4	___/20

チェックリストの判定結果は、現時点でその地方獣医師会が災害などの緊急時に業務を継続するための準備が進んでいるかの指標となる。38頁に示す「はい」の数ごとの判定内容を参考に、災害時にも業務が継続できる体制整備に役立てて欲しい。

体制整備チェックリスト				
		はい	いいえ	不明
人的資源	緊急事態発生時に、支援が到着するまでの職員の安全や健康を確保するための災害対応計画を作成していますか？			
	事務局の勤務時間外に災害が起こった場合、役員や事務局員と連絡をとりあうことができますか？			
	緊急時に必要な職員が出勤できない場合に、代行できる要員を育成していますか？			
	事務局で定期的に避難訓練や初期救急、心肺蘇生法の訓練を実施していますか？			
物的資源(モノ)	事務局のある建物は地震や風水害に耐えることができますか？ そして建物内の設備品は地震や風水害から保護されますか？			
	事務局周辺の地震や風水害に関する危険性を把握していますか？			
	事務局の設備の流動を管理し、目録を更新していますか？			
	事務局が使用不能になった場合に備えて、代替設備などを準備していますか？			
物的資源(金)	収益事業を行っている場合、1週間～1ヶ月程度、事業が中断した際の損失を把握していますか？			
	事務局機能や収益事業を再開させる上で、現在の保険の補償範囲が適切であるかを保険の専門家などに相談していますか？			
	会員及び事務局について、事前の災害対策や災害時の復旧を目的とした公的な資金援助や融資制度を把握していますか？			
	通常業務1ヶ月分程度の運転資金に相当する額のキャッシュフローを確保していますか？			
物的資源(情報)	事務局業務に必要な情報のコピー又はバックアップを取っていますか？			
	事務局以外の場所に情報のコピー又はバックアップを保管してありますか？			
	会員や関係先、また官公庁や各種公共機関の連絡先リストを作成するなど、緊急時に情報を収集・発信する手段を準備していますか？			
	業務に不可欠なIT機器やシステムが使用できない場合の代替方法は用意してありますか？			
体制等	事務局を含めて所管地域で自然災害などに遭遇した場合、貴会の事業活動がどうなるかを考えたことがありますか？			
	緊急事態に遭遇した場合、優先的に実施・継続・復旧すべき事業を選択し、そのために何が必要かを考え、そのための対策を打っていますか？			
	会長が出張中や負傷・死亡した場合など、代わりのものが指揮をとる体制が整っていますか？			
	連合会など近隣の獣医師会や関係先団体・企業などと災害発生時の相互支援について取り決めをしていますか？			

「はい」の数が16～20個

災害時にも業務が継続できるように取り組みが進んでいるようである。足りないところを見直して、災害時の体制をより強固なものにすることが望まれる。

「はい」の数が6～15個

緊急時に備える意識は高いようだが、まだまだ改善すべき点が多いと思われる。本章の内容を参考に、実践的な緊急対応体制を整えることが望まれる。

「はい」の数が0～5個

今、緊急事態に遭遇したら、あなたの獣医師会は長期間業務を行うことができなくなり、会員への支援なども思うように届かなくなってしまう。本章の内容を参考に、今できる取り組みから体制を整えていくことが必要だ。

## (2) 災害対応の基本方針の決定

地方獣医師会における災害対応を考えるときに、「何故災害時にも獣医師会が活動するのか」、「獣医師会が災害対応計画を策定することの意味は」などについて検討し、獣医師会における災害時の基本活動方針を明確にすると良い。皆の頭の中にはあることだと思うが、明確にしておくことで会員への説明にも役立つ。以下に獣医師会としての災害対応の基本方針の例を上げてみる。

- ・ 関係する人々の人命を守る
- ・ 必要な情報や物資の供給により会員をサポートする
- ・ 会員病院の経営維持をサポートし、そこで働く人々の雇用を守る
- ・ 地域の動物の命を守り、地域住民からの信頼を守る
- ・ 地域の動物医療体制を守る

## (3) 最優先事項の決定

災害が発生した場合、限りある人員や機材の範囲内で必要とする業務を継続させ、基本方針を実現しなければならない。そのため、基本方針を決定した次の手順として、最優先で行うべき業務を予め決めておく必要がある。これについては、どこの獣医師会でも以下の業務を最優先に挙げるものと思われる。

- ・ 被災状況の確認と早急な支援活動の開始

上記は緊急対応業務だが、この業務を行うためには迅速な会員安否の確認は欠かすことが出来ない。何故安否確認が重要かについては第五章 地域活動マニュアルに収載すべき事項（1）フェーズ0「ウ会員安否の確認」（21～23頁）を参照して欲しい。

#### （4）災害に伴う影響

私達の生活に影響を及ぼす災害には、地震や台風などの自然災害など様々なものがあり、こうした災害により平常時と同じ市民生活を送ることができなくなる。そのために、まずここでは災害等により獣医師会業務にどのような影響が出てくるかの具体的にイメージしてみる。ここでは汎用性が高いと考えられる大規模地震の際の影響を例示するが、可能な限り様々な災害を想定してそれぞれどのような影響が出るかについてイメージしてみるべきである。

##### インフラへの影響

###### ・ライフライン

停電が発生し、水道やガスの供給が停止する  
その後、電気、水道、ガスの順序で復旧が進む  
ガソリンや灯油などの供給は滞る

利用の可否 ×

###### ・情報通信

固定電話やインターネットは発災直後には繋がらなくなる  
その後ケーブルの復旧などに伴い、順次復旧する  
携帯電話は発信制限が行われることもあり繋がりにくいが、固定電話よりは早く復旧が進む

利用の可否 ×

###### ・道路

一部の道路は倒壊した建物や道路自体の損壊などで使用不能となる  
主要道路は通行規制が敷かれる  
その他道路では渋滞が発生する

利用の可否 △

###### ・鉄道

災害発生直後は鉄道の運行は完全に停止する

その後、被害の少ない地域から順次再開する

利用の可否 ×

#### 事務局施設・機能への影響

- ・人  
建物の倒壊や損傷、設備・什器などの移動や転倒により一部の職員が死亡又は負傷する  
職員やその家族の負傷、交通機関の停止などにより職員が出勤できなくなる
- ・情報  
パソコンなどの機器が損壊する  
会員情報や関係先情報などの重要な書類やデータが復旧できなくなる
- ・物  
事務局施設、什器類および機器類が大破・損傷する  
固定していない設備・什器類が転倒する  
天井や照明が落下・破損する  
取引先や関係先の被災により、必要な備品が入手できなくなる
- ・金  
(収益事業を営んでいる場合)収益事業が継続できないために収益が減少する  
事務所の固定費用の支払いや職員の給与、建物設備の修復や復旧のための資金が必要となる

#### (5) 事前対策の立案と実施

ここまでで、地震等の災害による獣医師会事務局への影響についてある程度イメージが出来てきていると思う。そうした状況の中でも、会員のために業務を遂行していかなくてはならない。そして必要な業務を提供するためには、様々な事業資源(人、物、金、情報等)が必要となる。そのために緊急時においてそれぞれの獣医師会がこうした事業資源を確保するための対策を平常時から検討・実施しておくことが重要である。

#### 事前対策の例

- ・人  
安否確認手段・ルール、結果確認の手順の整備  
代替要員の確保  
会長に連絡が取れない場合の指揮命令順位と連絡手順  
事務局員の代替要員など

- ・物
  - 施設の耐震化
  - 什器類の耐震固定
  - 事務局利用不能時の代替施設の確保
- ・金
  - 緊急時に必要な資金の把握
  - 現金・貯金の準備
- ・情報
  - 重要なデータの保管やバックアップ、クラウド化
  - 情報通信機器の確保
  - 情報収集手段の確保と手順の確認
  - 情報発信手段や要員の確保と教育

#### (6) 緊急時の体制の整備と受援内容の確認

ここまで進めてくると、緊急時にも業務を継続するための体制を整備することができるようになってきたと思う。基本方針に従って優先業務を選定し、優先業務および日常業務を遂行する上で障害となる災害に伴う影響を考慮して事前対策を立案し可能なものについては早急に対策に着手する。そして現段階で対応できていないことを明確にして、応援者に依頼できる業務と内部で処理しなければいけない業務を分けてリスト化しておく。この作業においては、まず応援内容をリストアップし、それに対応する準備として受援内容を考えるようにすると比較的容易にリスト化することができると思う。42 頁に支援の内容と受援側の対応を例示する。

この作業が出来ていれば災害に直面した際の業務の空白を最小限とすることができるはずである。

### 支援の内容と受援側の対応の例

	支援の内容	受援側の対応
人的支援	被災状況確認のためのアセスメントチーム(VMATなど)の派遣	アセスメントチームの活動拠点確保 詳細な地図、災害対応マニュアルなど応援側が現地での活動に役立つ資料の提供
	(基本的に宿泊や生活物資などは受援側の負担にならないよう支援側で手配する)	市町村や都道府県の災害対策本部や関係部署との連絡に必要な情報や手段の提供
		必要に応じて支援要員の生活物資や宿泊場所等の確保
		事務局の代替施設の確保
	獣医師会事務局が被災し代替手段の準備が無い時には事務局支援のための要員を派遣	必要な什器及び電話、Fax、コピー、PCなど情報通信機器や通信回線の確保 支援要員の宿泊場所等の確保
		現地本部となる施設の確保
	現地動物救護本部立ち上げに必要な応援要員の派遣(現地本部立ち上げの経験のある者と経験を積ませる者をそれぞれ派遣することが望ましい)	支援要員の宿泊場所等の確保 詳細な地図、災害対応マニュアルなど応援側が現地での活動に役立つ資料の提供
情報支援	市民などからの各種問い合わせに対する被災地外での電話対応窓口の設置	問い合わせに対する回答内容の提供 問い合わせ事項の情報共有
	義援金募集の広報	義援金口座の設置と必要情報の提供
	広報のためのホームページやSNSの開設と運用	必要情報の提供
	同行避難や一時預かりに関する広報	
	支援物資募集に関する広報	
	シェルター動物の新しい飼い主探しに関する広報	
物的支援	必要機材の貸し出し	必要情報の提供
	支援動物医薬品の手配	必要動物医薬品情報の提供
	被災地外支援物資集積所の運用と配送	配送先情報の提供
	シェルター動物の譲渡会の開催	譲渡動物の選択と情報提供

## 7 地方獣医師会の災害対応状況に係るアンケート調査結果

平成 28 年 6 月 24 日

公益社団法人日本獣医師会

動物福祉・適正管理対策委員会 小委員会

災害時動物救護に係るガイドライン改定委員会

### (1) 調査目的

平成 19 年発行の「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」の見直しを行うにあたり、ガイドラインの内容を現実に即したものにするため。

### (2) 調査の概要

ア 調査対象	公益社団法人日本獣医師会の正会員である都道府県獣医師会及び政令市獣医師会
イ 標本数	55
ウ 調査方法	メール、Fax 及び郵送
エ 調査期間	平成 28 年 4 月 12 日(火)～6 月 14 日(火)

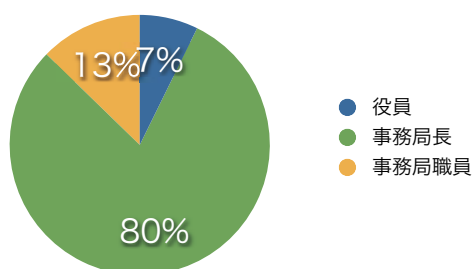
### (3) 回収結果

標本数	55
有効回収数	55
回収率	100%



#### (4) 回答者の属性

職位	人数	割合
役員(常勤以外)	4	7.27%
事務局長(役員兼任含む)	44	80.00%
事務局職員	7	12.73%
合計	55	100.00%

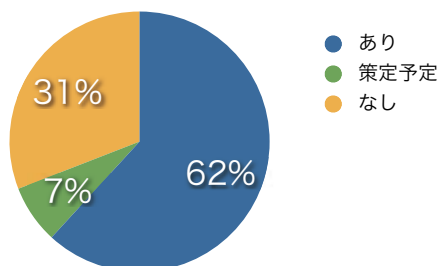


#### (5) 調査結果

ア 災害時の動物救護に関する応援協定について

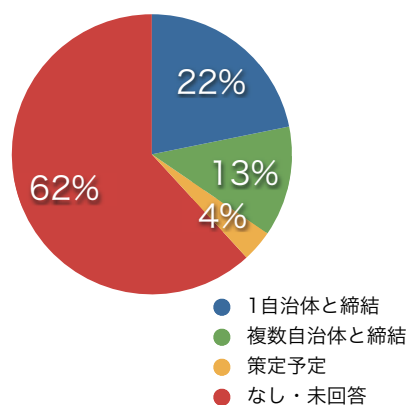
(ア) 都道府県との協定は締結していますか

選択肢	回答数	割合
あり	34	61.82%
策定予定	4	7.27%
なし	17	30.91%
合計	55	100.00%



(イ) 市区町村との協定は締結していますか

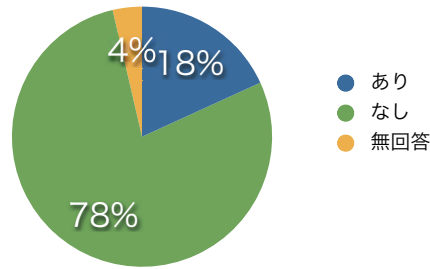
選択肢	回答数	割合
1自治体と締結	12	21.82%
複数自治体と締結	7	12.73%
策定予定	2	3.64%
なし・未回答	34	61.82%
合計	55	100.00%



「複数自治体と締結」には、各支部と基礎自治体間の協定が含まれている

(ウ) 自治体以外との協定は締結していますか

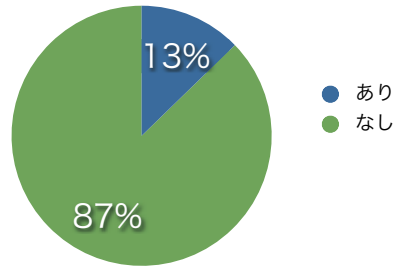
	回答数	割合
あり	10	18.18%
なし	43	78.18%
無回答	2	3.64%
合計	55	100.00%



自治体以外の締結先としては、日本愛玩動物協会、日本動物福祉協会、県動物医薬品器材協会、動物霊園、県動物愛護協会、日本アマチュア無線連盟、救助犬団体などがあげられている

(エ) 他の地方獣医師会との協定は締結していますか

	回答数	割合
あり	7	12.73%
なし	48	87.27%
合計	55	100.00%

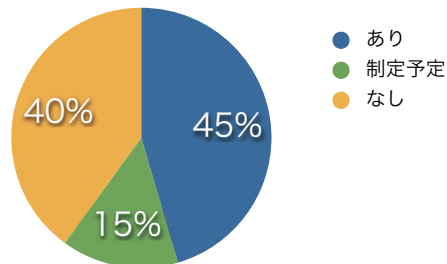


なし と回答しているが、地区の連合会など相手先がありと回答しているものを考慮すると、あり 15 (27.27%)、なし 40 (72.73%)となる

イ 災害時の活動規定について

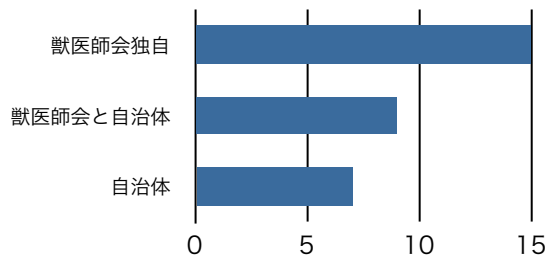
(ア) 災害時の獣医師会の活動を定めたマニュアルやガイドラインは制定していますか

	回答数	割合
あり	25	45.45%
制定予定	8	14.55%
なし	22	40.00%
合計	55	100.00%



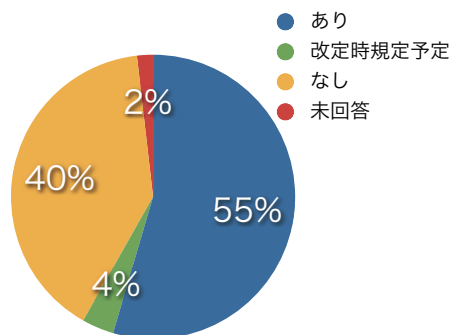
(イ) (ア) で「ある」と回答した 25 地方会について、その整備者はいずれか  
(重複あり)

整備者	回答数
獣医師会独自	15
獣医師会と自治体	9
自治体	7
合計	31



(ウ) 都道府県の地域防災計画に獣医師会の活動は規定されているか

	回答数	割合
あり	30	54.55%
次回改定で規定の予定	2	3.64%
なし	22	40.00%
未回答	1	1.82%
合計	55	100.00%



(エ) 市区町村の地域防災計画に獣医師会の活動は規定されているか

	回答数
あり	113
なし	127
未回答・不明	10
合計	250

参考資料

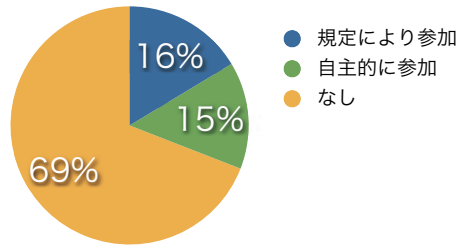
集計時における市町村数 1,718

「あり」の回答数/市町村数×100=6.58(%)

ウ 防災訓練や関係機関連絡会議への参加について

(ア) 都道府県の行う防災訓練に獣医師会として参加しているか

	回答数	割合
規定により参加	9	16.36%
自主的に参加	8	14.55%
なし	38	69.09%
合計	55	100.00%



(イ) 市区町村の行う防災訓練に獣医師会として参加しているか

	回答数
規定により参加	3
自主的に参加	9
参加だが既定の有無不明	15
なし・未回答	42

1地方会が「15支部において支部事業で参加」と回答してあるが、既定の有無については回答されていない

(ウ) 獣医師会として防災訓練を実施しているか

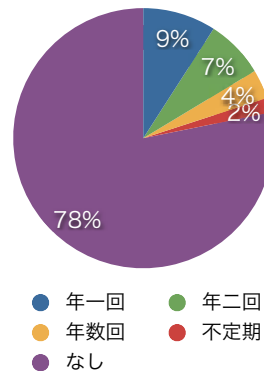
	回答数	割合
あり	5	9.09%
なし	50	90.91%
合計	55	100.00%

ありの内訳

実動訓練	3
連絡訓練	1
机上訓練	2

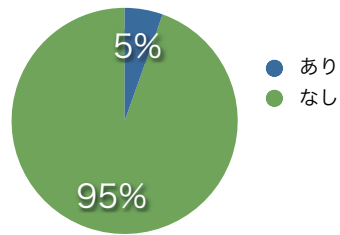
(エ) 災害時の活動についての都道府県との定期的な会議について

		回答数	割合
あり	年一回	5	9.09%
	年2回	4	7.27%
	年数回	2	3.64%
	不定期	1	2.33%
なし		43	78.18%
合計		55	100.00%



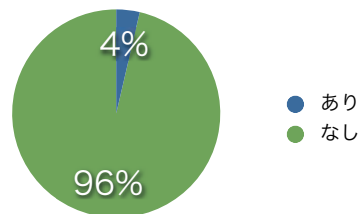
(オ) 災害時の活動についての市区町村との定期的な会議について

	回答数	割合
あり(回答は全て年一回)	3	5.45%
なし	52	94.55%
合計	55	100.00%



(カ) 災害時の動物救護対策について自治体以外の団体と定期的な会議を開催しているか

	回答数	割合
あり	2	3.64%
なし	53	96.36%
合計	55	100.00%



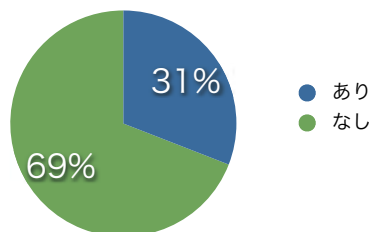
相手先や会議の形態(回答より)

県や市の担当部局とともに愛護団体や教育関係者などと合同で会議を行う

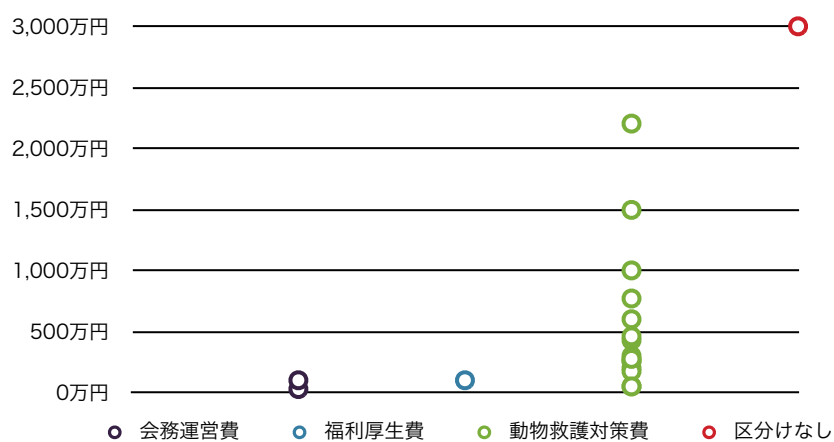
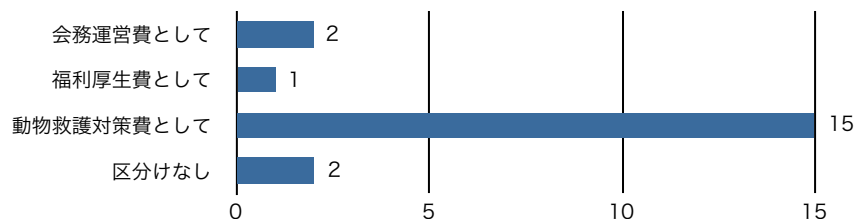
エ 災害時の準備・備蓄について

(ア) 災害時の活動に備えた準備金は用意しているか

	回答数	割合
あり	17	30.91%
なし	38	69.09%
合計	55	100.00%

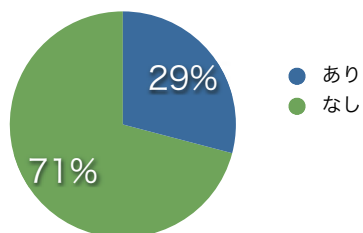


あり の内訳



(イ) 災害発生に備えた資機材の準備はあるか

	回答数	割合
あり	16	29.09%
なし・記載なし	39	70.91%
合計	55	100.00%



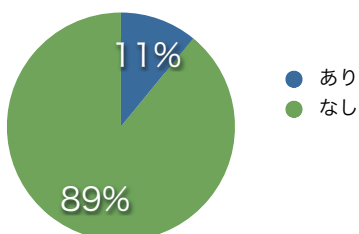
「あり」のうち、定期点検・補充を行っている地方会数 9

(ウ) 準備している資機材

首輪(犬・猫)、リード、食器、水飲み器、ペットシート、マイクロチップリーダー、テント、防火服、ケージ、狂犬病ワクチン、車両用マグネットステッカー、腕章、動物救護所表示幕・のぼり、クレート など

(エ) 災害発生に備えた活動部隊を編成しているか

	回答数	割合
あり	6	10.91%
なし・記載なし	49	89.09%
合計	55	100.00%



常設のもの、発災後に立ち上がるもの、ボランティア獣医師によるものなどその形態は様々。人数は10人～72人、チーム数は1～6チーム。

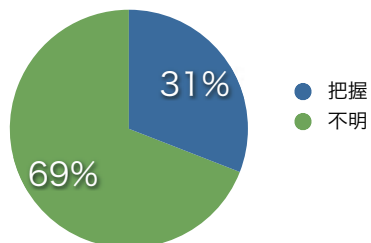
定期訓練はあり 1、防災訓練へ参加 1 の2件のみ。

組織形態及び指揮命令系統が明確にされているのは 5件。

オ 災害時の被災想定などについて

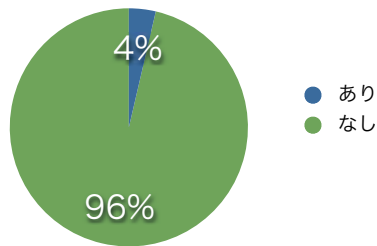
(ア) 所管地域内の飼育動物数について、把握しているか(推計含む)

	回答数	割合
把握	17	30.91%
不明	38	69.09%
合計	55	100.00%



(イ) 所管地域内の防災マップなどを収集しているか

	回答数	割合
あり	2	3.64%
なし	53	96.36%
合計	55	100.00%

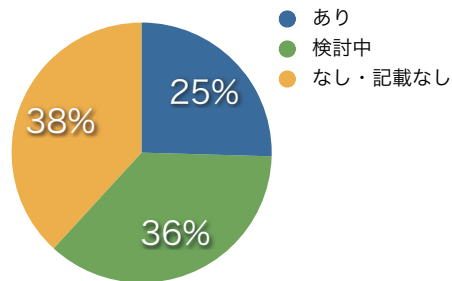


ありのうち、防災マップにもとづいて発生するリスクを把握しているのは1件のみ

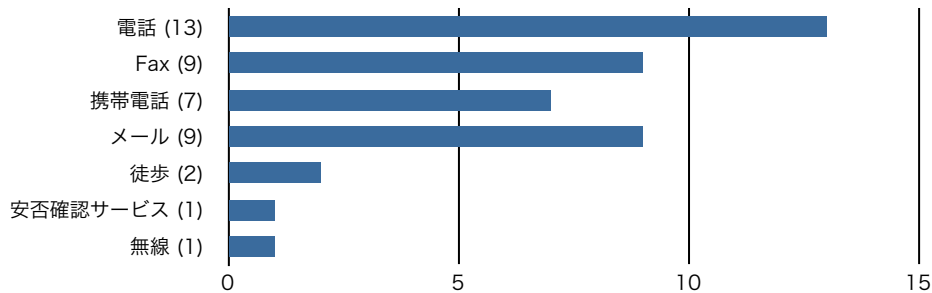
カ 会員の安否確認について

(ア) 災害時に会員の安否を確認する方法を決めてあるか

	回答数	割合
あり	14	25.45%
検討中	20	36.36%
なし・記載なし	21	38.18%
合計	55	100.00%



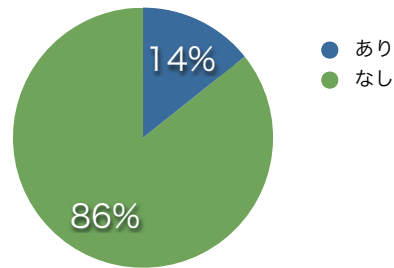
(イ) 安否確認の方法





(ウ) 定期的に訓練を行っているか（安否確認の方法を決めてある14 地方会について）

	回答数	割合
あり	2	14.29%
なし	12	85.71%
合計	14	100.00%

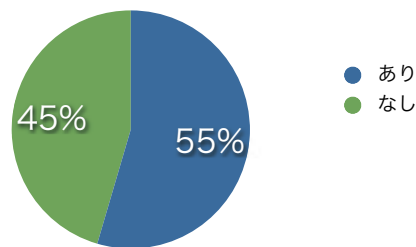


定期訓練を行っている2 地方会のうち、所要時間の回答があったのは1 件のみ（電話 1 班 7～70 分、安否メール 2 分～翌日）

キ 業務執行組織と事務局の対応について

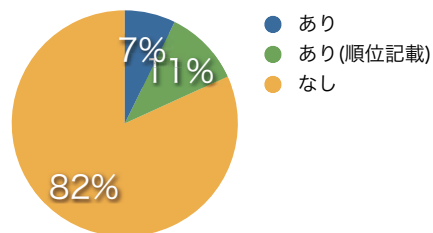
(ア) 災害時に会長が業務執行不可能となった場合の順位の設定はあるか

	回答数	割合
あり	30	54.55%
なし	25	45.45%
合計	55	100.00%



(イ) (ア) で「ある」と答えた場合、確認の方法は決めてあるか

	回答数	割合
あり	4	7.27%
あり(順位を記載)	6	10.91%
なし、検討中、無記入	45	81.82%
合計	55	100.00%

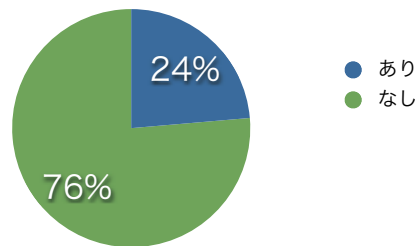


本設問は「災害発生時に会長の安否を確認し、必要に応じて順次下位の業務執行者に引き継ぐための方法」を回答されることを期待していたが、「あり」と回答したうちの60%が業務執行順位の記載となっていた。

具体的な方法を回答したものには、メール、携帯電話、電話等と記載されていた。

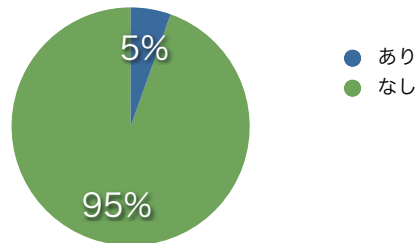
(ウ) 災害対策本部や危機管理室などの災害対応組織を設置してあるか

	回答数	割合
あり	13	23.64%
なし	42	76.36%
合計	55	100.00%



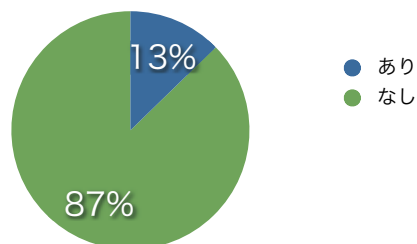
(エ) 災害が発生した場合の事務局員の安全確保についての取り決めはあるか

	回答数	割合
あり	3	5.45%
なし	52	94.55%
合計	55	100.00%



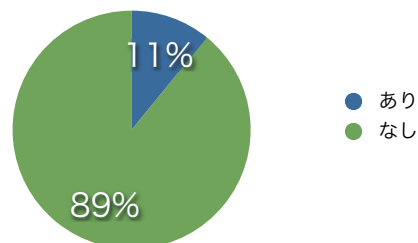
(オ) 事務局内の設備について、耐震固定はされているか

	回答数	割合
あり	7	12.73%
なし	48	87.27%
合計	55	100.00%



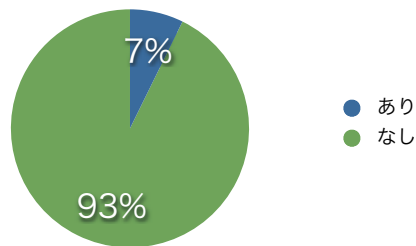
(カ) 災害時に事務局が機能できるように準備をしているか

	回答数	割合
あり	6	10.91%
なし	49	89.09%
合計	55	100.00%



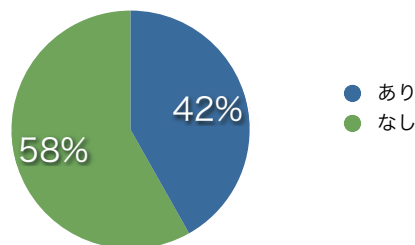
(キ) 事務局が使用できなくなった場合の移転先を準備してあるか

	回答数	割合
あり	4	7.27%
なし	51	92.73%
合計	55	100.00%



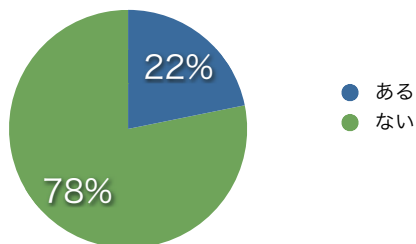
(ク) 事務局がダウンした場合に備えたサーバやデータのバックアップを準備してあるか

	回答数	割合
あり	23	41.82%
なし	32	58.18%
合計	55	100.00%



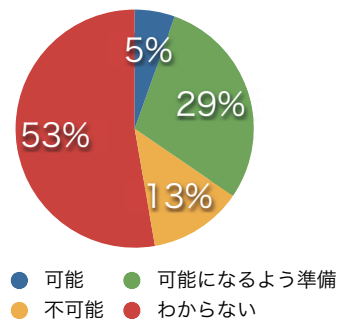
(ケ) 災害時の関係先との連絡方法を決めてあるか

	回答数	割合
ある	12	21.82%
ない	43	78.18%
合計	55	100.00%



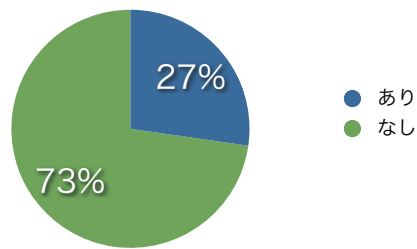
(コ) 災害が発生した場合、あなたの獣医師会は会務の遂行が可能か

	回答数	割合
可能	3	5.45%
可能になるよう準備	16	29.09%
不可能	7	12.73%
わからない	29	52.73%
合計	55	100.00%



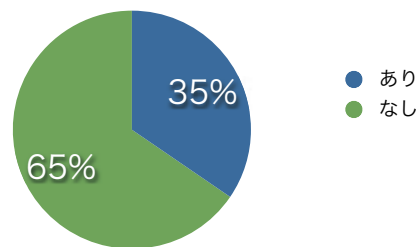
(サ) 災害が発生した場合にどの業務を優先するかについて考えてあるか

	回答数	割合
あり	15	27.27%
なし	40	72.73%
合計	55	100.00%



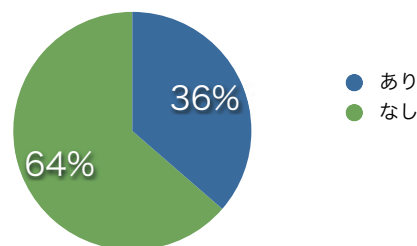
(シ) 災害発生時の基本となる活動方針は決めてあるか

	回答数	割合
あり	19	34.55%
なし	36	65.45%
合計	55	100.00%



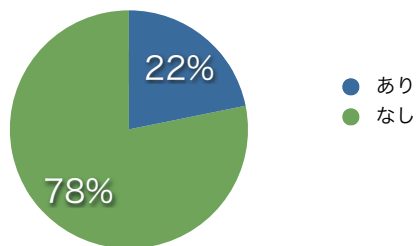
(ス) 災害時の応援体制について考えてあるか

	回答数	割合
あり	20	36.36%
なし	35	63.64%
合計	55	100.00%



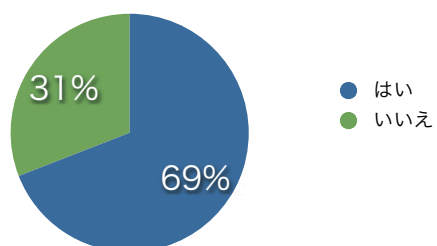
(セ) 災害時の受援体制について考えてあるか

	回答数	割合
あり	12	21.82%
なし	43	78.18%
合計	55	100.00%



(ソ) マイクロチップリーダーの保有状況を把握しているか

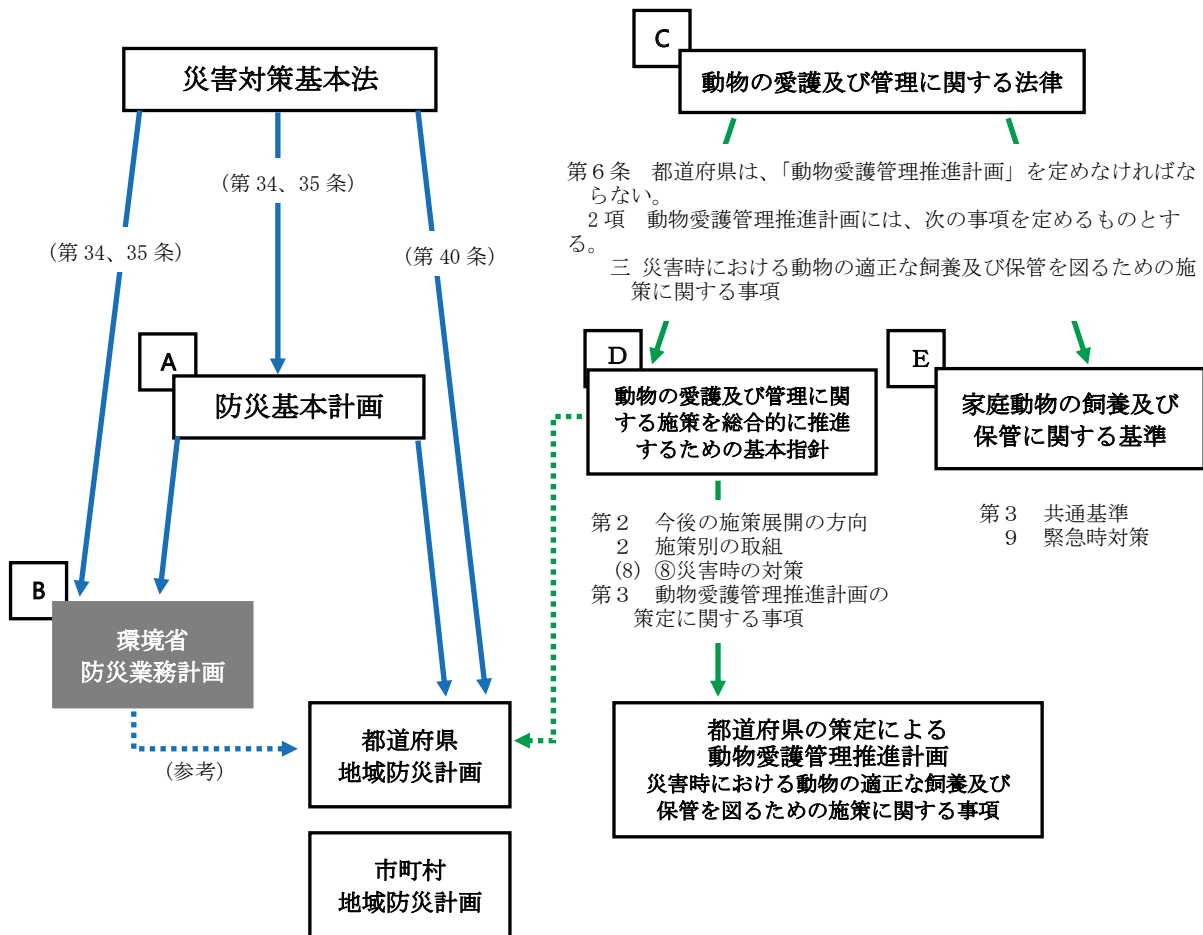
	回答数	割合
はい	38	69.09%
いいえ	17	30.91%
合計	55	100.00%



## 8 添付資料

- 現行の防災対応に係る体系図 . . . . . 58
- 法律等における災害時の家庭動物等に関する記載状況 . . . . . 59
- 災害発生後の時間経過と対応の目安 . . . . . 64
- 災害時における動物救護に関する協定書(例文) . . . . . 65
- 対策本部の設置のポイントと過去の例 . . . . . 68
- 災害対応に係る組織の動き . . . . . 69
- 本部設置に係る組織の動き . . . . . 71
- 会員施設における診療提供能力チェックシート(例) . . . . . 72

○ 現行の防災対応に係る体系図（参考：環境省ホームページ）



○ 法律等における災害時の家庭動物等に関する記載状況(参考：環境省ホームページ)

A

【防災基本計画】 平成 29 年 4 月 11 日改定

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 3 節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

○ 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等をしめしながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第 2 章 災害応急対策

第 6 節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所

(2) 避難所の運営管理等

○ 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○ 市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第 8 節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○ 市町村(都道府県)は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第 12 編 原子力災害対策編

第 1 章 災害予防

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○ 地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等において予め明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。



## 【環境省防災業務計画】 平成30年4月1日改定

## 第1編 総則

## 3 防災の体制整備

## (2) 職員の現地派遣

## ① 職員派遣の事前準備

災害対策の円滑な実施のため、災害発生時に速やかに環境省本省、地方環境事務所の職員の派遣が行われるよう、災害廃棄物・家庭動物・石綿対策、派遣職員の事務補助等の業務経験者リストの整備などの体制の整備に努めるものとする。

## 4 基本的な応急対応の例

## (1) 災害発生時の基本的応急対応例

## ③ 優先業務及び緊急対応事務（廃棄物・動物愛護管理行政など）の対応開始

## 第2編 震災対策

## 1 災害予防

## (13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援

災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する対策等を支援するものとする。

## 2 災害応急対応

## (2) 応急措置の実施

⑨ 避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物(特定動物等)の逸走対策及び動物伝染病の予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について地方公共団体や現地動物救護本部への必要な情報提供及び支援

## 第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

## 1 災害予防

## (13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援

災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する対策等を支援するものとする。

## 2 災害応急対策

## (2) 応急措置の実施

⑨ 避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物(特定動物等)の逸走対策及び動物伝染病の予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について地方公共団体や現地動物救護本部への必要な情報提供及び支援

## 第4編 原子力災害対策

## 2 災害応急対応

## (8) 原子力被災者への生活支援活動

原子力被災者支援チームにより調整される下記の事項について実施するものとする。

## ① 家庭動物等救護のための警戒区域への一時立入り

## ⑤ 被災地における家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

## 第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

## 1 災害予防

(7) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協体制の確立等に関する事項(現地動物救護本部の設置に関する事項を含む。)

参照：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省) … 平成30年3月「人とペットの災害対策ガイドライン」として改定・発行

## 2 災害応急対策

(7) 被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

参照：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省) … 平成30年3月「人とペットの災害対策ガイドライン」として改定・発行

C

【動物の愛護及び管理に関する法律】 昭和 48 年法律第 105 号

最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 51 号

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

五 災害時において、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に

D

【動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針】

平成 18 年環境省告示第 140 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 80 号

第 2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(4) 所有明示(個体識別)措置の推進

① 現状と課題

犬又は猫に関する所有者の明示(個体識別)(以下「所有明示」という。)の実施は、平成 22 年度の世論調査では、犬が 36%、猫が 20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進することにより、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

② 講ずべき施策

ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

(8) 災害時対策

① 現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連会が十分でない事例がみられた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備態勢を平素から確保しておく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者(飼い主)責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

( D )

### 第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

#### 4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第6条第2項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、**災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項**、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の実情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

E

### 【家庭動物の飼養及び保管に関する基準】平成14年環境省告示第37号

最終改正：平成25年環境省告示第82号

### 第3 共通基準

#### 9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、**地域防災計画等を踏まえて、地震、火災の非常災害に際して取るべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。**非常災害が発生したときは、**速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。**

### 第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

7 管理者は、地震、災害等の非常災害に際しても、**動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。**

### 【産業動物の飼養及び保管に関する基準】昭和62年総理府告示第22号

最終改正：平成25年環境省告示第85号

### 第5 危害防止

3 管理者は、**地震、火災等の非常災害が発生したときには、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。**

### 【動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について】

平成18年環境省告示第23号 最終改正：平成25年環境省告示第81号

### 第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物や**非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等**を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

### 第4 個別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、**非常災害等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。**ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着もしくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

#### (2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

( E )

**イ 家庭動物等及び展示動物**

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等掲示的变化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の**非常災害時**においても脱落の恐れが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

**【第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目】** 平成 18 年環境省告示第 20 号  
最終改正：平成 28 年環境省告示第 61 号

**(動物の管理)**

**第 5 条** 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、**災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、**平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立。餌の備蓄等の対策を講ずること。

**【第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目】**

平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 47 号

**第 5 条** 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

七 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、**災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、**平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講ずること。

○ 災害発生後の時間経過と対応の目安

	フェーズ 0	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5
時間	発災直後 発災～12時間程度	超急性期 12時間～3月分	急性期 3日～1週間程度	亜急性期 1週間～1ヶ月程度	慢性期 1ヶ月～3か月程度	中長期 3か月以降
個人の状況や活動	自身・家族・従業員・従業員の安全確保、互助・共助による人命の救助救出、安全が確保できる場所での一時避難	避難場所から自宅あるいは避難所へ移動、家族間の安否確認	自宅の後片付け、罹災証明などの申請、被災地外への疎開、ライフラインの復旧に伴う帰宅など	罹災証明などの受付、保健師等による公衆衛生サポート、災害ボランティアセンターの設置など	避難所生活の長期化、みなし仮設の入居、生活再建のための活動、仕事の再開、学校の再開など	仮設住宅への入居、新しいコミュニティへの適応、生活再建努力など
市区町村の状況や活動	災害対策本部設置、職員参集、体制構築、被害状況の収集・集約、自衛隊への災害派遣要請、DMAT出動要請、活動機関連調など	医療救護所の運営、避難所設置サポート、運休収容所の設置など	罹災証明などの受付、保健師等による公衆衛生サポート、災害ボランティアセンターの設置など	災害廃棄物処理、復興計画策定準備、融資制度の周知、借上げ住宅の手配など	仮設住宅の建設、避難所の再編など	
都道府県の状況や活動	災害対策本部設置、職員参集、体制構築、被害状況の収集・集約、自衛隊への災害派遣要請、DMAT出動要請、活動機関連調など	自治体間広域連携・相互応援、避難所運営支援、広域避難の調整など	罹災証明などの受付、保健師等による公衆衛生サポート、災害ボランティアセンターの設置など	災害廃棄物処理、復興計画策定準備、融資制度の周知、借上げ住宅の手配など	仮設住宅の建設、避難所の再編など	
獣医師個人	安全確保・避難行動 安否確認 診療提供能力の確認	診療提供能力の再構築 協定に基づく救護活動	同行避難への応援・対応	同行避難への応援・対応	同行避難への応援・対応	同行避難への応援・対応
地域支部	状況確認・情報収集 安否確認 指揮命令・連絡系統の確立	状況確認・情報収集 安否確認 指揮命令・連絡系統の確立 被災状況調査(VMA T派遣)	自治体と救護活動終息の協議 支援要請	自治体と救護活動終息の協議 支援要請	自治体と救護活動終息の協議 支援要請	自治体と救護活動終息の協議 支援要請
地方会	状況確認・情報収集 安否確認 指揮命令・連絡系統の確立 被災状況調査(VMA T派遣)	状況確認・情報収集 安否確認 指揮命令・連絡系統の確立 被災状況調査(VMA T派遣)	支援内容の抽出と再評価 支援や支援要請	支援内容の抽出と再評価 支援や支援要請	支援内容の抽出と再評価 支援や支援要請	支援内容の抽出と再評価 支援や支援要請
連合会	応援体制確立	応援体制確立	被災者飼育動物の会員病院での一時預かり	被災者飼育動物の会員病院での一時預かり	被災者飼育動物の会員病院での一時預かり	被災者飼育動物の会員病院での一時預かり

## ○ 災害時における動物救護活動に関する協定書(例文)

〇〇(基礎自治体名)(以下「甲」という)と公益社団法人△△獣医師会(以下「乙」という)は、〇〇内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という)における動物救護活動に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う動物(動物を規定)に関わる救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の行う協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する応急処置
- (2) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 動物の死亡確認
- (4) 飼い主の不明な動物の個体識別補助
- (5) 被災した動物に関する情報の収集及び提供
- (6) 甲の行う動物救護活動に対する指導
- (7) 避難所における公衆衛生上の管理・指導への協力

2 前項に定めのない動物救護活動については、甲乙協議の上決定する

(要請)

第3条 甲は、災害時において、緊急に動物救護活動を実施する必要があるときは、乙に対して会員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別の理由がない限り、可能な範囲において乙の会員を派遣し、動物救護活動を行うものとする。

3 甲は、乙が乙の会員のみでは動物救護活動の実施が困難と判断した場合、他の地方獣医師会からの支援者が乙の会員の代わりに動物救護活動に従事することを認めるものとする。

4 甲の要請は〇〇災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況によっては副本部長、あるいは本部員からも要請を行うことができるものとする。

5 前項の要請は、書面をもって行うことを原則とするが、災害の状況によっては電話あるいは防災無線などで行うこととし、その後速やかに所定の書面を乙に提出することとする。

6 乙は、緊急を要すると判断した場合は、事前に規定した基準に従い動物救護活動を開始することができる。

7 乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合には、このことを速やかに甲に報告するものとする。

(動物救護活動の場所)

第4条 乙は、事前の取り決めに従い乙が設置する動物救護所において、動物救護活動を行うものとする。

(甲の負担)

第5条 甲は乙に対し、可能な限り次の事項に協力することとする。

- (1) 防災無線機器等通信手段の使用並びに貸与
- (2) 救護の必要な動物の搬送
- (3) 動物救護所設置に必要な土地、建物、電気、水道、ガス、通信回線などの提供
- (4) 乙の移動に必要な交通手段の提供
- (5) 活動にあたる乙の会員への食事の提供

(活動の停止)

第6条 乙は、動物救護活動の実施が極めて困難又は不可能と認める場合又は動物救護活動の必要が無くなる又は災害が終息した場合に、甲と協議して動物救護活動を停止することができる。

(訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(飼い主に対する啓発等)

第8条 甲乙ともに平常時から災害時の対応について飼い主への啓発に努めるものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時の同行避難について
- (2) 避難所での動物の飼育管理について
- (3) ケージ、フード等、家庭における災害に備えた準備について

(獣医療費)

第9条 第4条の規定により設置された動物救護所における獣医療費は、無料とする。

2 乙の会員病院における獣医療費は、原則として飼い主負担とする。

(費用弁償)

第10条 第3条の規定に従い、乙が行った動物救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費

(2) 動物救護活動に使用した、医薬資機材及びペットフード等の実費

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第 11 条 この協定に基づき業務に従事したものが負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「(各基礎自治体の定める公務災害補償の条例名など)」の規定に基づき補償するものとする。

(動物救護連絡協議会の設置)

第 12 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 この協定に関する連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定する者とする。

(細目)

第 14 条 この協定に関する実施細目は、別途甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 XX 年 XX 月 XX 日(締結日より一年)までとする。ただし、期間満了の 3 箇月前までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

本協定の証として、協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



## ○ 災害対策本部の設置のポイントと過去の例

### 災害対策本部設置のポイント

対策本部の設置は、災害時の救護活動を開始するポイント。  
対策本部は、後方支援のための組織と、現地対策本部で大別  
災害対策本部の設置にも災害ごとにさまざまなパターンがある。  
以下に事例を示す。

### 新潟県中越大地震の事例

2004年(平成16年)、新潟中越大地震の場合は、被害の状況が把握できない間にも、現地獣医師会や自治体に問い合わせが殺到したため、それらをカバーするためには、まず東京に仮本部を設置

その後、被災状況がわかり「現地に対策本部の設置が必要だ」との判断で、新潟県獣医師会内に「新潟県中越大地震動物救済本部」が設置され、仮本部で行っていた業務を移行し仮本部は解散

「新潟県中越大地震動物救済本部」は、公益社団法人新潟県獣医師会、社団法人新潟県動物愛護協会、新潟県福祉保健部生活衛生課、新潟市保健衛生部健康衛生課が構成組織として活動

被害の状況を掌握し、本部設置が決定するまでの間、殺到する問い合わせ等に対応し、発災直後の現場の混乱を少しでも外部からサポートできるよう外部に設置した「仮本部」という方法は、好事例の一つ。

### 能登半島地震の事例

2007年(平成19年) 能登半島地震の発生時には石川県獣医師会が「能登半島地震動物対策本部」を立ち上げ、救護活動を開始され、避難所での巡回診療の実施や、仮設診療所を設置

この地震では、その被害規模(極地的)から、石川県や能登市など、自治体との協働の「動物救護対策本部」は設置されず、石川県獣医師会が立ち上げた「能登半島地震動物対策本部」で対応

被害規模によるが、獣医師会単独の対策本部で動物救護に対応し、自治体は物資等の支援に回るという方法は、意思決定の協議が獣医師会内のみで済むため、フットワークの軽さにつながるものがメリットとなる。<http://www.ishikawa.or.g/info20070327.html>

### 新潟中越沖地震の例

先の新潟中越大地震から2年半後

この時は、地震発生から5日目には「新潟県中越大地震動物救済本部」と同じ構成組織(新潟県、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会)による現地本部「新潟県中越沖地震動物救済本部」が柏崎保健所内に設置された。

経験の蓄積による早期対応が可能だった他、新潟中越大地震の対策本部事務局の業務に従事した方が、柏崎で勤務していたことが幸いした。

災害対応のスタートから終息まで一連の業務を経験している人材の有無が速やかな活動開始を左右する。

本部設置のタイミングを議論すると共に、災害救援本部の活動に従事できる人材育成も今後の課題となる。

### 本部(組織)対応の必要性

対策本部はなぜ必要なのか。

大規模災害発生時に錯綜する情報を一元化し、被災地のニーズを取りまとめ、正しい情報発信していくには組織力が必要

自治体、獣医師会、動物愛護団体が各々で動くのではなく、それぞれに役割をもって、協働することで、さらに大きな支援にとつながる。

災害救護活動は「義捐金」、「物資」、「人」の3つの要素が必要。そのためにも、窓口を一つにする必要が生じる。また、自治体単独で義捐金募集をすると、集まった浄財は地元自治体の一般会計に繰り込まれる。

義援金をタイムリーに効果的に災害救護活動に用いるためには、対策本部で義捐金募集をし、本部の協議で決定できるように図ることが必要となる。

ANICE 平井潤子 氏 提供

## ○ 災害対応に係る組織の動き

### 災害対応に係る組織の動き

#### 1 行政・地方自治体の検討事項

##### 1) 平時

- ① 動物救護関連
  - ・地域防災計画の策定
  - ・関係部局との調整
  - ・獣医師会との協定
  - ・救援本部設置に関する申し合わせ等
  - ・都道府県 ↔ 市区町村との調整
  - ・避難所運営に関わる組織との調整
  - ・動物愛護団体との協働
  - ・動物ボランティアの育成
  - ・飼い主への普及啓発
- ② その他
  - ・人の埋葬・火葬等対応の検討
  - ・公衆衛生管理業務の検討
  - ・動物の遺体処理対応の検討
  - ・避難訓練の実施
  - ・物資の確保(企業との協定等)
  - ・情報収集と通信手段の確保
  - ・その他、関連業務に関する災害対応の検討や準備

##### 2) 発災時

- ① 優先事項
  - ・職員・組織の安否確認
  - ・人命救護
  - ・行方不明者捜索に関わる業務
  - ・遺体の回収と身元確認等に関わる業務
  - ・棺桶の手配や作成・埋葬に関わる業務
  - ・避難所・被災状況の調査
  - ・物資の調達
  - ・問合せ対応
  - ・復旧業務
  - ・通常業務
- ② 動物救護関連
  - ・被災動物救護に関わる活動
  - ・被災飼い主への支援活動
  - ・獣医師会との連絡調整
  - ・愛護団体等との連絡調整
  - ・問合せ対応

#### 2 獣医師会の検討事項

##### 1) 平時

- ① 地域防災計画へのペット同行避難に関する事項の明記
- ② 自治体と地元獣医師会との災害協定の締結

- ③ 自治体と地元獣医師会、関連団体との災害協定の締結
- ④ 自治体と地元獣医師会、関連企業との災害協定の締結
  - ②～④に付属する細目・マニュアルなどの検討
  - <検討のポイント>
    - ・支援の目的 … 人道支援・動物保護・環境保全・公衆衛生
    - ・対象範囲 … 動物で指定・場所で指定・機関で指定
    - ・活動内容 … 獣医療支援・飼育支援・保管・譲渡・埋葬
    - ・緊急対応機関 … 緊急対応から通常業務への移行
    - ・活動の停止 … 決定方法
    - ・損害賠償 … 関連条例
    - ・費用弁済 … 範囲・方法・制限
    - ・平時の活動 … 連絡協議会などの設置
- ⑤ 受援に関連する協定の検討と締結
  - (例) 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定  
獣医師会地区連合会による支援協定 など
- ⑥ 受援に関連する細目(具体的なプラン)の作成
- ⑦ 現地救護本部立上げのタイミングと方法の検討・設置要綱の作成
- ⑧ 発災直後の本部と支部(県と市区町村)の指示命令系統の整理
- ⑨ 発災直後の支部会員(市区町村)の安否・状況確認の方法
- ⑩ 獣医師会内部の互助(後方獣医療施設への移送など)の検討
- ⑪ BCP(事業継続計画 Business continuity planning)の検討と確立
  - ・会員安否確認・連絡手段の検討
  - ・指示命令系統の確保の検討
  - ・緊急時対応訓練の実施
  - ・必要物資の備蓄

## 2) 発災時

- ① 組織
  - ・会員・事務局職員安否確認
  - ・会員対応・状況説明
  - ・外部対応
  - ・自治体との連絡調整
  - ・救援本部立上げ業務
  - ・復旧業務(事務局機能の復活)
- ② 会員
  - ・家族・スタッフ安否確認
  - ・入院中の患畜の安否
  - ・飼い主対応と退院
  - ・獣医療処置
    - ➡ 入院中の動物・地域の動物
  - ・必要に応じて避難
  - ・救護活動への参加
  - ・本部との連絡、支部間での連絡

ANICE 平井潤子 氏 提供

○ 本部設置に係る組織の動き

自治体		獣医師会		後方支援
状況確認	↔	状況確認	←	状況確認
対策本部立上げ		対策本部立上げ		
＜現地救援本部立上げ＞			→	状況報告
本部長等役職の決定				情報提供
本部事務局の決定				支援要請
本部事務局人員雇用に係る検討(給与・手当・雇用条件等)			←	人員派遣
本部事務局員の募集と雇用				物品支援
本部機器整備・電話・FAX・PC・事務機器・用品等インフラ整備				義捐金支援
活動内容に応じた様式や対応の準備			→	逐次 支援要請
義援金講座の設置			←	要請対応
運営小口資金口座の設置				
HP・FB等の開設と管理				
義援金受付・収納事務・記録・礼状(HP)				
物資受付・仕分け・記録・配分・礼状(HP)				
外部問合せ対応				
関係機関				
各種等合わせ(個人・グループ・組織)				
被災者問合せ				
活動内容に応じた支援受付				
被災者対応				
支援者対応				
本部人員による活動の実施				
巡回診療・仮設訪問				
支援診療				
保護施設運営				
会議の招集				
活動内容の検討と決定				
活動計画と状況確認+逐次見直し、活動終了の検討と決定				
広報活動				
支援要請				
資金計画				
関係機関調整				
活動の終了と報告・口座解約				
報告書の作成				
本部・事務局の解散(書類・事務機器処分・事務所解約等)・資金の精算				

※1 書く組織の対策本部は内部対応に必要な機関設置、現地救援本部解散前に解散することもあります。

ANICE 平井潤子 氏 提供

○ 会員施設における診断提供能力チェックシート(例)

会員施設における診断提供能力チェックシート(例)

部門	確認事項	担当(名前)	被害状況	使用の可否
診療等	建物			
	外来			
	入院			
	手術			
	トリミング			
受付会計	待合室			
	受付			
	調剤処方			
	会計			
情報等	顧客データ			
	入院患者の問い合わせ			
	飼育者からの問い合わせ			
	予定患者への対応			
体制	職員安否			
	職員参集			
	災害獣医療の必要性			
管理	医薬資機材調達			
	診断治療機器			
	医薬品流通			

**動物福祉・愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会 小委員会  
災害時動物救護に係るガイドライン改定検討委員会 委員名簿**

委員 長

木村 芳之 日本獣医師会理事（動物福祉・愛護部会長）

副委員 長

佐伯 潤 大阪府獣医師会会長（くずのは動物病院）

委 員

小比木 正樹 群馬県獣医師会（小比木動物病院院長）

河 又 淳 福島県獣医師会副会長（千葉小動物クリニック院長）

田 中 亜 紀 カリフォルニア大学デイビス校

羽 山 伸 一 日本獣医生命科学大学教授

藤 本 順 介 東京都獣医師会（ふじもと動物病院院長）

船 津 敏 弘 福岡県獣医師会理事（動物環境科学研究所所長）



いのちみつめる。いのち育む。  
公益社団法人 **日本獣医師会**